

平成30年度第3回土壌汚染対策検討委員会

平成30年10月15日

【丹野課長】 では、皆様、定刻となりましたので、第3回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様、大変お忙しい中、また、ちょっと雨も降ってきておりますが、お足元の悪い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日も進行を務めさせていただきます土壌地下水汚染対策担当課長の丹野でございます。よろしく願いいたします。以後、座って進行させていただきます。

それでは、まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。次第でございます配付資料の一覧をごらんいただきながら、ご確認ください。

まず、資料番号を振っていない資料といたしまして、委員会次第、A4両面1枚となっております。あと、委員名簿、事務局名簿がA4両面で1枚、座席表がA4片面1枚でございます。

続きまして、資料1から7まで、それぞれホチキスどめになってございます。

参考資料は1から4まででございます。参考資料2及び4に関しましては、委員、事務局のみに配付させていただいております。

別冊資料につきましては、内容の追加、差し替え等をしたものを、今回も委員のお手元にご用意してございます。

資料につきましては、委員の皆様にも事前にお送りした内容から変更した箇所もございますので、本日配付のものをごらんいただければと思います。ご了承ください。

以上、不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

なお、本日の出欠状況でございます。小林委員と勝見委員がご欠席でございます。なお、小林委員には事前にご説明をし、ご意見をいただいておりますので、各議題においてご紹介させていただきます。勝見委員におかれましては、急遽ご欠席のご連絡を本日いただいた状況でございますので、事前のご意見の聴取というのはしておりません。資料をお送りいたしまして、後日、ご意見を伺いたいと考えております。

また、事務局で渡邊化学物質対策課長でございますが、所用がございまして、本日欠席とさせていただきます。

また、本日の会議につきましても、これまで同様、公開にて行います。資料、議事録についても同様の扱いとさせていただきます。

それでは、細見委員長、よろしくお願いいたします。

【細見委員長】 それでは、進行を務めさせていただきます。

国のほうでも法制化から施行規則等、若干おこなっているという状況をちょっと伺っています。やはり実際に決めていくところ、段ではいろいろ検討すべき事項があるようでございます。本日の検討会におきましても若干そういう報告があるというふうに伺っております。

それでは、これより議題に移りたいと思います。

本日の議題の1つ目は、都における、前回と同様に、都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討についてとなっていて、大きく分けますと、条例改正の経過報告と、それから、指針、条例に合わせてつくる指針についての検討になります。

では、まず、議題（1）のア、環境確保条例の改正に係る進捗状況についてというところと、それから、中間取りまとめからの変更事項及び積み残し事項の整理・確認について、事務局のほうから資料1に基づいてご説明をお願いいたします。

【丹野課長】 では、資料1をごらんください。

1枚おめくりいただきまして、環境確保条例の改正時期の変更についてということでございます。

前回の検討委員会におきまして、私のほうから、第3回の定例会を目指して、条例改正について進めるということをお願いしましたが、それに向けて作業していたところでございますが、案文協議の段階で規則事項の詳細を示す必要があるということなどが生じまして、第4回の定例会での条例改正成立を目指す方針に変更いたしております。

なお、10月5日に閉会いたしました第3回定例会におきましては、中間の取りまとめについて、環境・建設委員会に報告いたしました。その上で、ほぼ全会派から質疑をいただきまして、おおむね改正内容についてはご了解いただけたというふうに考えております。

また、規則事項、指針事項の検討につきましては、当初の予定どおり進めるということになります。そうしますと、条例の改正案と規則と指針の公布がほぼ同時期になると考えております。

また、事業者様や区市の方々への周知・説明につきましても当初の予定どおり実施して

いくということでスケジュールを考えております。

以上でございます。

スケジュールの前後を、次のページにございますスライドの5番目と6番目の表で示してございます。上にございます表が従前のものでございます。特に変わっておりますのが、真ん中の欄にございます条例見直しのところの環境確保条例・事務処理特例条例改正でございます。こちらが平成30年の三定を目指しておりましたが、下の表をごらんいただければと思います、スライドの6の表でございます。条例見直しの欄ですが、若干ちょっと横にずれまして、平成30年四定で環境確保条例の改正を行う予定でございます。

あと、施行規則・指針の改正につきましては、こちらは当初の予定どおりとなりますので、その3つが全て同時期になるということでございます。

ただ、事務処理特例条例につきましては、諸般の事情で、第1回と第3回の定例会で改正するというのが通例になっておりますので、平成31年の第1回定例会での改正ということになります。

あと、施行の時期でございますが、国で政令公布がされまして、土壤汚染対策法の全面施行が来年の平成31年4月1日となりましたので、条例・施行規則・指針につきましても、施行を平成31年4月1日に合わせるというふうに考えております。

さらにおめくりいただきまして、改正条例案の作成状況についてでございます。こちらは中間の取りまとめでお示した内容を基本、ベースにして作成しております。条例案につきましてはおおむね作成済みということになっております。また、第4回定例会に議案を提出するとなりますので、ほぼ作成のほうは順調に進んでいるということです。

規則案、指針案につきましては、一部を除き、作業済みということになっております。指針につきましては、今日の検討委員会でもご検討いただきますが、調査・対策内容の詳細について検討中ということでございます。

なお、今回の検討委員会の検討事項を当然反映させますが、また、国の省令がこれから公布されますが、その内容を踏まえて詳細を固めていかなければいけない内容が規則や指針の中に入っておりますので、それを踏まえて、最終的なものを年末に向けて策定していきたいと考えてございます。

以下の表につきましては、中間の取りまとめの項目をそのまま掲げたものになっております。今回、この作成状況の欄のところの赤字になっている部分を今日の検討委員会でご検討いただくということで考えております。

第1の2の(2)の飲用井戸情報の収集等、(3)の地下水環境保全の考え方、次の3の自然由来と基準不適合土壌の扱い、こちらは前回の積み残しの部分でございますので、本日もご検討いただくこととなります。

第5の1の汚染地の改変に係る拡散防止、3の自然由来等不適合土壌の搬出と、最後、第6の1、汚染状況調査の方法ということでございます。

なお、作成状況欄のブルーの青い字で示してございますところにつきましては、まだ作成中ですか、あと、次回の検討会で検討していただく、メインは施行通知事項ということになってまいります。

今回、この赤字の部分をご検討をしていただきますと、一応、本来のスケジュールどおりということになってまいります。今回もかなり内容が濃くて盛りだくさんではございますが、ぜひよろしくお願ひしたいと考えております。

では、続きまして、矢野課長代理のほうからご説明いたします。

【矢野課長代理】 ここからは、中間取りまとめからの主な変更点ということで、スライドのほうもご確認いただければと思います。

中間取りまとめからの主な変更点ということで、条文化に当たりまして、パブリックコメントの結果や案文協議時の指摘に対しまして、内部のほうで検討を加えて、その結果、次の項目については検討委員会で行った議論から一部変更があるということになります。といいますか、調査・対策義務の原則につきましては大幅な変更があったということで、この場でまず報告を申し上げたいと考えております。

まず、初めに、調査・対策義務の原則としまして、中間取りまとめの見直しの方向性の時点では、条例における調査・対策の義務は第一義的に、汚染原因者または行為責任を負う者に課すという姿勢、それから、土地所有者等の関与のあり方について、各規定の義務の性質に応じて個別に定めるという考え方を示しておりました。

こちらの考え方を踏まえた条例案のほうを、改正案のほうをパブリックコメントに出したところ、調査、対策それぞれについて、土地所有者等への義務の課し方について多くの意見が寄せられておりました。主にやはり所有者への義務を課すということについての反対意見、慎重意見というものでした。

こちらとしても、これまでの議論の中で、汚染原因者責任に劣後する第二義務者として、土地所有者責任の枠組みを検討してきたところですが、やはりこの、汚染原因者でない土地所有者に責任を課すということについては、汚染原因者責任で来た条例の原則を大きく

転換したと受けとめられてしまうおそれがあるという指摘、それから、あとは、法が状態責任に基づく所有者責任というところを軸に制度をつくっておりますので、こちらとの関係性についても懸念が一部生じるのではないかというような指摘がございまして、これらの重大な指摘を踏まえまして、全体を通じて、条例では状態責任に基づく土地所有者等への調査対策の義務づけは困難という判断をしたところです。

ただ、その上で、現行の規定の考え方を生かしまして、それから、さらに土地所有者等が任意で実施する調査対策の報告や届出を可能とするような規定の整備ということを制度づけるといことで、今、作業をしているところです。

変更後の見直しの方向性でございますが、条例における調査・対策の義務は、汚染原因者責任または行為責任を負う者に課すという姿勢を維持します。その上で、土地所有者等による任意の調査対策の実施を可能とする規定を整備いたします。その他、各規定の性質に応じて、土地所有者等の関与については個別に定めてまいります。

調査義務につきましては、もともと工場等廃止者が不存在であるとか、勧告に従わない等、調査が行われる見込みがないときに、状態責任に基づき、所有者に課すということを考えてございました。先ほど申し上げたような事情、状況によりまして、考え方を転換いたしまして、見直しの方向性を、変更後でございますが、汚染原因者責任に基づく義務づけを原則とするという考え方を維持いたします。

土地の権利の移転、いわゆる譲受けですとか借家の返還があった場合についても、本来の調査義務というのは事業者にあります。その上で、譲受者について、補充的責任により調査義務を負うこととするということに整理いたしました。

また、転得者など、直接権利承継が事業者から行われない土地所有者等については、義務は負わないものの、この当該土地が未調査であることの情報の公表規定というものを設けます。また、所有者等が実施した調査の結果については、条例上正式に受理可能とする規定を整備することにより、自発的な調査を促す制度としたいと考えております。

次、スライド、対策につきましてもほぼ同じようなことございまして、汚染原因者である事業者が存在ですとか、あるいは、合意が、対策を行うことの合意があった場合に所有者に命令を発することも可能とする規定を検討しておりましたが、こちらも同じような理由で、汚染原因者に基づく対策義務ということを堅持いたします。

その上で、土地の譲渡しや借地の返還があった場合についても、事業者本来の対策義務があり、譲受者は補充的責任による対策義務を負うという規定といたします。

また、転得者については同じく対策義務を負いませんが、この場合は台帳等でも当該土地の汚染状況が公開されておりますので、そういった情報があること、それから、土地所有者等が作成した計画書や措置の完了届等については、条例上正式に受理可能とする規定を整備することにより、自発的な対策を促す制度といたします。

次につきましては手続論でございますが、汚染原因者に対して、措置や対策を命ずる規定ということで、現行の条例をベースに考えてございましたが、この手続につきまして、案文協議の中で、判断要件を明確にするようにという指摘があったことから、改正後の法の手続を参考に、計画の作成及び措置の実施を指示し、指示に従わない場合に、作成、提出に係る命令、及び、措置の命令をそれぞれ発出するという仕組みといたしました。

また、計画書や対策の名称につきましては、処置を要する土地であることが明確となるように、名称は統一するという整理としてございます。

これを踏まえた見直しの方向性、変更後につきましては、114条から116条までについては、汚染原因者である事業者に対して、除去等の措置の計画書の作成提出、及び、これに基づく措置の実施を指示し、これに従わないときに、計画書の作成提出命令、あるいは、措置命令をそれぞれ発出する規定とするということで整理してございます。

続きまして、調査猶予の義務の課し方、調査猶予の考え方ですが、これは前回、パブコメの回答をする際に簡単に触れてございましたが、知事による猶予の確認に当たり、図面や記録等の保管や変更の届出等を条件にするというようなことを考えておりました。

また、この条件についても、現況届出も条件に加えるといった、こういった裁量を可能とするようなことを考えておりましたが、その後、こういった確認行為につきましては、行政の裁量の余地がないものだとということで整理されたところです。このため、法と同様に、利用状況の変更や土地所有者等の変更に伴う届出というものは義務とするということで整理いたしました。

また、操業時の記録の保管・承継につきましては、猶予の条件ではなく、調査・対策の記録の保管・承継の規定の中にこういったものも対象とするという整理が可能であるということで、改めて見直しの方向性変更後のとおり、猶予中の土地につきましては、土地の改変等利用状況の変更の届出、土地所有者等の変更の届出を必須とすること、それから、操業時の状況に関する図面や記録等の保管を義務づけるということで制度を整理しました。

また、猶予に関しましては、この猶予の要件について、今年度の第1回の検討委員会で規則改正の方向性というものを一旦示していたところでございます。猶予の要件は条例通

知の要件ということで、法よりも若干厳しいものとなりますが、その厳しくなる理由としては、法と同じく、人の健康にかかわる被害が生ずるおそれがない土地であることの上に、さらに、当面の間、土壤汚染状況調査を実施できない状況にある土地ということをつけ加えたところが法より厳しくなるところでございます。

まず、人の健康被害が生ずるおそれがないという土地につきまして、当日の資料では、工場等廃止者の事業用地であるとか、工場等廃止者の居住の用ということで限定した書きぶりで資料を作成してしまいましたが、これについては第三者が事業、居住の用に既に利用している土地であるケースが考えられますので、この場合の対応を追加するというものを検討しております。

また、当面の間、調査を実施できない状況にある土地ということについて、当日の資料では、表層土壌試料や土壌ガス試料の採取が困難かどうかという考え方で整理しておりましたが、これから後、検討されます地下水調査につきましては、ボーリング作業が必須となるような場面が出てくることが想定されますので、このあたりも対応できるような書きぶりにするということで、今、検討をしているところです。

続きまして、検討委員会の指摘や検討事項の反映状況になります。

こちらは既に変更の方向、方向性の変更を了承いただいた内容についての対応ということで、簡単に触れますと、地下水汚染のみ確認された土地の台帳の取扱いですとか、116条に基づく調査の時期で、廃止後掘削が行われる場合の対応ですとか、それから、あと、手続の重複の処理の仕方といったところがありましたので、まとめてございます。

最後に、経過措置の検討状況について、簡単にご報告いたします。

法の経過措置の原則が調査義務が生じた日が施行の前後どちらかということですか、あとは、義務によらない調査の場合は、その報告・申請等の日のどちらかということ、それから、既に実施した調査、措置のやり直しを求めないと、おおよそそのような経過措置の考え方と理解しております。

これに対しまして、条例の経過措置が、調査の義務が生じた日というのが、例えば廃止の30日前とか、そういった形になっておりまして、特定は難しいという点がございます。こういったところが今回、改めて経過措置の考え方を考えなくてはいけないところの理由になっております。

また、新たに台帳の調製の事務が生じることですか、117条の場合は地歴調査から汚染状況調査まで間があくことがあることですか、指針の調査方法が変更される場合に

は、既に着手している調査がどのように扱われるかというところがございます。

この辺を踏まえまして、今回の改正につきましては、制度の大きな見直しであることから、汚染状況調査の報告が「施行前か施行の日以降か」で判断するという整理といたしました。こちらは、行政、届出者双方にとって明確であることや、新制度の台帳や措置の考え方等が一貫して適用できるということで、最も合理的と判断したところです。

また、既に着手した調査につきましても、現行の指針の方向で実施すれば、ほとんどの事例でそのまま新しい調査の方法の結果も通して報告が可能であると考えているところです。

このような考え方で整理して、各条文につきまして、どのタイミングで新しい規定が適用されるかということ整理しているところです。

下の主な事項というところにあるように、工場等につきましては、その廃止の日が施行日以降であれば、改正後に適用、規定が適用されるというふうに考えていただいて特に支障はないと考えております。117条の地歴調査については、地歴調査が施行前に行われた場合であっても、汚染状況調査については改正後の規定により実施いただくという整理と考えております。台帳ですとか汚染地改変につきましては、施行日以降に調査が報告された土地が対象となるというふうに考えております。指針に基づく調査につきましては、改正後の内容と同等程度の内容であれば認めるという整理で考えております。

報告は以上でございます。

【細見委員長】 ただいまの報告で説明のありましたとおり、全体としては中間取りまとめの考え方のおおむね作業は順調だということですが、一部で変更する点があるということでございます。特に変更点については、委員の皆様特に確認いただく必要がございます。特に調査対策の義務の考え方については、変更があったと、状態責任から汚染原因者への責任ということで、従来の条例で定めていた考え方に基づいた内容だということでございます。

これは条例の制定時からの経緯とか、法との関係性、あるいは、ということから、本検討会でこの討議いたしました方向性の実現が結果的には難しかったということかと思えます。この点について、何か委員の方からご意見だとか、何かございますでしょうか。

これはちょっとこういうのは大塚先生にちょっと解説していただいたほうがいいかもしれません。どうでしょうか。

【大塚委員】 もともと、東京都の条例のほうは汚染原因者のほうに措置をやっていた

だいたり、調査をしていただくということが基本になっていますので、法は土地所有者と原因者を、ある意味、対等にして、しかし、実際にはその原因者のほうが誰かということがわからないケースも結構多いもんですから、土地所有者に実は多くの場合、義務を課するような、そういう仕組みになっていますので、ちょっと根本的にかなり違うところがあったので。

今回、土地所有者等のほうにも状態責任を課して、汚染原因者が中心ではあるけれども、土地所有者の状態責任についても補足的に少し義務をはっきりさせるということが今までのご審議だったと思いますけれども、どうしても土地所有者の責任と汚染原因者の責任の関係がよくわからなくなるということがちょっと法的に問題になってしまって、パブリックコメントのほうも、むしろ土地所有者の義務を拡張することに関してかなり疑問の声も多かったということで、今回は基本的には従来の考え方をこの点に関しては維持するという、そういうご説明だったかというふうに思っております。

ここから先は私の意見ですが、今回はちょっとそういうことだったということで、私も了解してはいるんですけども、今後またひょっとしたら改正しなくちゃいけないことが出てきたときには、またそのとき、またご検討いただければと思いますので、今回だめだったから、もう未来永劫だめだということには必ずしもなさないほうがよろしいんじゃないかということとはちょっと、私がここで一言言うことは何の意味があるかよくわかりませんが、もう二度と変えないとかというふうには、多分お考えになると、将来ちょっとお困りになることが出てくるかもしれないなというふうに、これは私の意見でございます。

とりあえずそんなところでございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方で何か発言とかご質問も含めて、何かありますでしょうか。

【石崎委員】 ちょっとよろしいですか。

【細見委員長】 じゃあ、石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 すみません、発生原因者に責任があるというのはわかるんですけど、実際の場合、例えば工場汚染されていて、ディベロッパーが開発で、その土地が広くて、買いましたと。その場合、そのディベロッパーが今度はその土地の所有者になるわけですよ。そうすると、発生原因者はもともとのその工場の所有者で、土地の現状、もう売ってしまったら、現状の所有者はそのディベロッパーになっちゃうわけですよ。その場合でも、最終的にやっぱり発生原因者に責任があるということになるんですか。

【細見委員長】 じゃあ、事務局、お願いします。

【矢野課長代理】 現在考えている検討の方向性としては、条例の汚染原因者責任というところがぶれないということになりますので、おっしゃっていただいたような状況が生じ得ます。

ただ、今回、所有者となった者が行った調査・対策等につきましても正式に受理が可能となりますので、合意のもとでそういった土地の権利の移転があったようなケースにつきましても、どのような所有者の方であっても、条例に基づく調査や対策をやっていただくことが可能となります。

【石崎委員】 じゃあ、もう一回。そうすると、契約の上で、その汚染されていることが確認されたとしても、その購入した現所有者がちゃんと処分しますよということの契約を結んだ上で譲渡というか売買された場合というのは、買った現状の所有者がちゃんと処理をするという責任があるということですか。それとも、何かあった場合に、やっぱりまたフィードバックしてきて、発生原因者にまたちゃんとやらなきゃだめよというようなことになる。

【矢野課長代理】 今のところの考え方としましては、最終的に、今、委員がおっしゃられたような極端なケースについては、最終的に事業者側に返ってくることはあり得ると考えております。ですので、そのあたりは慎重にお取引いただきたいということになるかと思います。

【名取課長代理】 すみません、法的、条例上の義務というのは契約で移転することは難しいですので、条例上の義務はどうしても最初に義務がかかった方に残ってしまいます。ただ、その契約の中でちゃんとやっていただく、実際に実施していただくのが現所有者さんというのは、その契約間の中の履行がされているか、されていないかという関係で、当事者同士でやっていただく問題になってしまうと、行政側からすると、義務者というのはもとの工場の方になってしまうので、その方をお願いしますということになると思います。

【石崎委員】 そうすると、極端な、こんなことはあまりないと思うんですけど、ディベロッパーに売りました、お金もらいました、そのディベロッパーが例えば倒産してしまいました、それで、土壌の改良も何も手つけられませんということになると、もとの持ち主が野ざらしというわけにいかないから、土壌改良なり対策をとらなければいけないということですね。

【名取課長代理】 はい、そういうことに、条例的にはそういう建付けになります。

【石崎委員】 じゃあ、その購入した方がちゃんとやれば、もとに戻ってくることはないということですか、基本的に。

【名取課長代理】 そうですね。あくまで条例上の義務は事業者さんにかけてさせていただいていますので、手続の責任という意味では事業者さんの名前で出していただく必要があります。

【矢野課長代理】 手続上の責任を所有者さんの名前で出すことができるようになるというのが今回の新しい改正の内容です。それが正当なものであれば、事業者はもうみずからの義務を果たしたということになりますので、所有者さんが適切にやっていただければ、事業者さんにそれ以上、調査や対策の義務は行かないという場面が出てくるということになります。

【名取課長代理】 はい。すみません、そのとおりです。失礼しました。

【石崎委員】 わかりました。

【細見委員長】 今の矢野さんのほうの意見、あれで、石崎委員、理解していただけたでしょうか。

【石崎委員】 はい。ありがとうございます。

【細見委員長】 大塚先生、何か。

【大塚委員】 最初の調査の義務のところは、所有者の話だけじゃなくて、改変者の義務もあるので、その話は当然当たり前かと思えますけれども、一言言っておいたほうがいかなと思いました。117条が改変者の義務もあるので。

【名取課長代理】 はい。117条に該当する場合は、もともとの義務者が土地改変者になりますので、それでディベロッパーさんということは多くなるだろうと思います。

【細見委員長】 非常に誰が責任かというのはいつも非常に議論するところでございますけれども、今回、この条例の改正に当たりましては、考え方として、従来から踏襲している汚染原因者にあるという考え方で統一したいと。今回はという大塚先生の言うことも含めますが、それに関して、委員の皆様、ご了承というか、了承していただけますでしょうか。じゃあ、課長、どうぞ。

【丹野課長】 小林委員のほうから、調査・対策義務に関して、状態責任に基づくと、所有者等への調査対策の義務づけができないのはやむを得ないのかもしれないというようなご意見も事前に伺っておりますので、小林委員もこの点についてはご了承いただけたと

認識しております。

【細見委員長】 それでは、今回の経過報告の内容についてはご承認していただいたということにさせていただきたいと思います。

それでは、次の指針事項の検討について……。どうぞ。

【大塚委員】 今の点はいいんですけど、ちょっとスライド15のところちょっと確認だけさせてください。すみません。

ここに書いてあるように、その猶予の確認というのが準法律的行政行為だからということで、行政の裁量の余地がないということで、理解、了解しているんですけど、最後にその見直しの方向性として、最初の丸のところですけど、猶予中の土地については、土地の改変等利用状況の変更届出で、土地所有者等の変更届出を必須とするというのは、これは条件ではなくて、どういう形でやるんですか。別に届出をなささいという義務づけをするという、そういうことでよろしいのでしょうか。

【矢野課長代理】 はい。猶予条件というようなものを付することができるというような条文を考えていたんですが、そうではなく、猶予中の土地について、このような場合には届出をしなくてはならないという義務規定を置きます。

【大塚委員】 はい、わかりました。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。

【大塚委員】 はい。ありがとうございます。

【細見委員長】 それでは、次の議題に移りたいと思います。

指針事項の1の調査、②の地下水調査の方法と。これは前回の追加検討項目ですけれども、こちらは前回の委員会の検討後に、再度、事務局のほうで検討していただきました。それについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【名取課長代理】 それでは、私から、資料2に基づきまして、地下水調査の方法をご報告させていただきます。

前回ご検討いただいた内容でございますけれども、ご意見を踏まえて、再度、事務局で整理したものです。また、この整理に当たって、鈴木委員を通しまして、土壤環境センターの技術委員の方にご助力いただきまして、ご意見を伺いながら、検討してまいりました。その点についてもご紹介してまいりたいと思います。

地下水調査ですけれども、これは今までの議論の振り返りになりますけれども、基本的に土壤の、全体の調査方法としては、土壤の調査方法は法によるものを基本の方法としよ

うということにしています。一方で、地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合には、地下水の調査は必須とすると。これが大きな方向性だったというふうに理解しております。

地下水調査の方法を検討するに当たっては、事業者さんにとって負担になってしまっているケースがあるということと、一方で、地下水環境保全の目的のためにはある程度しっかり把握する必要があるというところのこのバランス、両者のバランスをどうとるかというところが一つの議論のポイントだったと思っております。

現在、今、考えている状況としましては、こちらの図にお示ししているとおりですけれども、改正前ですと、土壌ガス調査検出した全地点で土壌調査と地下水調査が必要でした。それから、第二種、第三種については表層で基準値を確認された場合には全地点で土壌調査と地下水調査、深度方向の調査が必要になっていました。

改正後としましては、これをかなり、深度方向の調査地点を減らすことを想定して、代表地点という考え方を持ってきて調査を実施していただくということを考えています。また、第二種、第三種については深度方向の調査を基本的には必須にしないということも想定しています。ただし、頻度は減るんですけども、敷地外への影響を考慮するというので、対象地境界というふうに名前をつけていますが、対象地境界付近での地下水調査というものを新たに、そういう考え方を持ってくるというような変更を予定しています。

これが前回までの案のまとめになりますけれども、この中で、今回、この赤枠で囲った部分、試料採取地点、特に第二種、第三種についての設定の仕方、それから、そのときの敷地境界などの考え方、地点の設定の仕方、それから、採取方法などについて再度整理しておりますので、今回、再度、ご議論いただきたいと思っております。

こちらが今回の検討課題ですけれども、二種、三種の試料採取地点、それから、敷地境界の話、それから、試料採取方法ということになります。

1つ目の議題になりますけれども、第二種、第三種の地下水試料採取地点ですが、こちらは前回もお示した図ですけれども、事例の中でお示している地点ですけれども、この太枠で、赤い太枠で囲っているのが想定ボーリング地点になります。現行の試料採取の方法ですとこの図のようになりまして、溶出量基準を超過しているこの数字が書いている区画、この全地点でボーリングが必要だというルールになっています。

こちらが前回、案として事務局からお示したもので、30メートル格子の中のその中

で一番高い地点というのを想定して、その中では最低やっていただくというような設定の仕方をしたものでございます。

これに対して、前回の検討会でご意見の中では、30メートル格子で1本の地下水調査は二種、三種でやや多いというような印象があるというご意見をいただいています。それから、汚染源の想定ができるかどうかというのでも変わると。汚染源が特定しやすい場合には、別の方法もあり得るのではないかとというようなご意見をいただきました。

それから、土壤環境センターのほうにヒアリングした結果ですと、広い敷地を想定すると、やはり30メートル格子ごとというのは負担が重くなる可能性がある。それから、第一種のように、相対的高濃度地点での地下水調査という方法もあるんじゃないかといったご意見が寄せられました。それから、深度別土壤試料も地下水とあわせて採取すべきではないかという意見が多くありました。

こういうことを踏まえ、こういったご意見を踏まえまして、こちらで案2というものを示しておりますけれども、汚染の広がりがある固まりごとに、相対的な高濃度地点を想定する、第一種と同じような考え方で試料採取地点を設定すると、こういった絵になるということになります。この固まりごとに一つずつボーリング調査をするというのが案2としてできている状況です。

それぞれ一応比較すると、このような表になりますけれども、案1と案2を比較しますと、この事例の場合ですと、それほど大きく負担は変わらないということになりそうと、それから、効果としても変わらないというものになりそうかなというふうには思います。

汚染がもっと広く分布しているような場合ですと、案2のほうが少なく、案1のほうが多くなる可能性があるかなと。場合によっては、ただ、分布の仕方によっては案2のほうが多くなるケースもあるというふうには想定されます。

こういった案2の方法というのも一つのやり方として認められるんじゃないかというふうに事務局のほうでも整理しております。ですので、今回の第二種、第三種の地下水試料採取の地点としましては、これまでの30メートル格子当たりの最大濃度区画というところに対して、これで行うか、または、汚染の原因が明確である場合は、溶出量基準超過の広がり部分、固まりごとに相対的高濃度の地点で採取をする方法、このどちらかを採用するというのを可能にしてはどうかというふうに考えています。

それから、もう一つ、深度別土壤の試料採取ですけれども、前回のご提案、事務局からの提案では、地下水調査をやった地点では深度調査を必ずやるという方向ではどうかとい

うふうに提案したところですが、今回は、法との整合の観点から、深度別の土壌試料の採取は基本的には必須としないということで整理したいというふうに考えています。

ただ、対策を実施する際などには結果的に必要になりますので、多くの事例では、地下水調査をやるのであれば、土壌資料も採取しておくということが多くなるというふうには想定はされますけれども、条例上の義務づけというのは必須としないということで整理したいというふうに考えています。

以上が、第二種、第三種の試料採取の話でしたけれども、続いて、敷地境界での地下水試料採取地点の話になりますが、特に条例の117条の場合ですと、敷地の一部分で改変をするような、敷地の一部分が調査対象地になるような事例が多く発生すると想定されます。

この場合に、敷地境界での調査というのは、じゃあ、どこでやるんだというところが一つの課題になっておりましたけれども、前回の提案では、この改変範囲の地下水流向下流側を基本としますけれども、それによりがたい場合は、敷地境界の間のどこかで、この間のどこかでやるということが可能というふうにご提案したところでしたが、

その後、事務局のほうで整理している中で、改変時の措置というのは基本的にこの土地の改変者の方の義務ということになりますので、義務のかかっている範囲でこちらの、この場合ですと、オレンジの四角の濃い部分のというところしか義務がかかってない状況になります。そのために、改変対象地以外での調査・対策というのは基本的に難しいという状況が発生するというふうに考えています。

ですので、基本的には、この敷地境界というふうに呼んでおりましたが、この改変範囲が一部であるときでも、この改変範囲の地下水下流側、境界縁辺部で行うということの基本とするという形で提案したいというふうに思っています。ですので、基本的には調査対象地の地下水下流側で行うということになると思います。工場等の敷地で行われる116条の調査に関しては基本的に考え方は変わらないというふうに考えております。

それから、もう一つ、敷地境界での調査での課題ですが、地下水流向下流側というふうに申し上げますけれども、地下水流向が明確でない場合にどういうふうに設定するかということがこの課題となっていました。

これについては、前回は、最高濃度の区画に一番近い境界で行うというのではどうかというふうにこちらから、事務局から提案したところですが、ただ、検討会での意見の中でも、土壌環境センターのヒアリングの中でも、その設定は難しいので、四

方でやるべきではないかということの意見が多く寄せられております。そういうことですので、その意見を取り入れさせていただきまして、流向が明確でない場合には四方でやることを基本とするということにしたいと思っております。

それから、土壤環境センターのほうでは、地下水流向の下流側が辺として長い場合には、例えば30メートル程度に1本ぐらいの目安で把握が必要なんじゃないかというような意見も寄せられております。これは法のガイドラインの中でも似たような考え方が示されているところだと思いますけれども、その考え方に沿ったものかなというふうに思っております。

ただ、汚染状態に応じて、これがいい場合と悪い場合とございますので、この指針の中では明確に定めることは難しいかなというふうに考えておりますので、条例においても、通知等の中でこういう考え方を示していくことを考えていきたいと思っております。

それから、最後に、地下水採取の方法に関してですけれども、現行ですと、ボーリング孔のたまり水から採取になっておりますけれども、ボーリング作業による影響というのが懸念がありましたので、これについて検討していたところでございます。

より正確に、地下水の状態を評価できる方法とすべきではないかということで、こちらの表に上げているのが、現行の法と条例と、あと、(1)、(2)が現行の法で示されている方法、それから、(3)が前回ご提案した方法、それから、(4)が今の条例の方法になりますけれども、このうちのいずれかの方法、または、少し改良した方法ではどうかというご提案をしていたところです。

こちらでも土壤環境センターなどにヒアリングした結果、前回の我々の提案では、井戸を設置する方法を原則とするということで整理をしていたところでございましたけれども、改変範囲での井戸調査というのかなり発生することになります。そこで井戸が残るようなやり方、井戸を設置してやるようなやり方は、一度きりの調査の後にまた井戸を撤去しなければならないので、かなり事業の障害になるというような意見が寄せられています。

それから、ボーリング孔で採取する際のページというのは、これは基本的にはやるべきだと。地下水調査を評価する上では必要であるというところが大勢の意見として寄せられています。

そういったところから、今回、そういったことも踏まえた方向性の案としては、原則としては法の地下水調査と同様の井戸設置による方法、1個前のページの(1)、(2)の方法というのを基本とするというふうにしたいと思っております。つまり、観測井戸や簡易の

打ち込み井戸を使うという方法を基本とするということとしたいと思っています。

ただし、改敷地境界や改変境界以外の場所、特に土地を改変するような場所については、ボーリング孔でパージした後で採取する方法も可能とするというふうに少し柔軟性を持たせたいというふうに思っています。また、一度簡易な方法で行った後、ボーリング孔でやった後に、再度、井戸を設置してやるなどの方法でやり直すということも可能としたいというふうに考えています。

それらをまとめまして、今回、再度、事務局案としてまとめたのがこちらの表になります。赤字のところは主に変えた部分でございますけれども、1点、今回ご議論していない点としまして、試料採取深度のところがございます。二種、三種については、汚染状況を考慮して、地下水への影響がないと認められれば、一定の深度までの確認も可能ということで、地下水調査を省略できる、特に多摩地域などの深度が深いところでの省略を想定したことを検討しておりますけれども、この地下水への影響がないという条件については引き続き検討して、これもやはりなかなか一律では決めづらい部分がございますので、通知事項などとして整理したいと思っております。今回議論はしておりませんが、次回の議論の中でまた検討内容を紹介していきたいというふうに考えているところです。

資料2については以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

指針の事項のうちで、特に調査に係る事項、6枚目に課題が4つございます。この4つについて方向性を示していただきました。それぞれについて議論させていただきたいと思っております。

まず、1番目で、第二種・第三種の地下水試料採取地点と土壌試料採取地点の点でございますけれども、それについては、スライドでいうと、12枚目に改正の方向性の案がまとめていただいております。これについて、委員の方からいろいろ質疑、あるいは、議論をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。まず、1番目の①の検討内容ですが、いかがでしょうか。

もし、まず最初に、小林先生から何かありましたら、お願いします。

【丹野課長】 小林委員のほうからは、地下水流向も考慮すると、表層が高濃度でも直下が地下水濃度が濃いとは限らない。仮に地下水流向の上流側にずれて採取してしまうと、地下水濃度が極端に下がる懸念があるというご意見をいただいております。

ですので、もし可能であれば、最高濃度地点に隣接する区画の地下水流向下流で、地下

水の試料採取ができることよいのではないかということでございます。

【矢野課長代理】 直接、小林委員とやり取りをしたときの印象としましては、このようなことが懸念されるということで、このような制度を実現してほしいというよりは、こういった注意事項について何かどこかに記しておいていただきたいということでしたので、場合によっては通知事項の中でこういったことが懸念される点、場合には、採取地点について考慮するというようなことを書き込むというようなことを事務局としては対応したいと思っております。

【細見委員長】 ありがとうございます。

今回、特にこの検討会で議論した上で、さらに土壤環境センターでヒアリングを行っていただきました。これは土壤環境センターは一つの土壤地下水調査、あるいは、対策の専門家というか技術的な専門家が多く集まっておられるので、現場の状況を一番よくご存じではないかということでヒアリングされたんだと思いますけれども、この点については特に鈴木委員は何かご意見ございますでしょうか。

【鈴木委員】 特にございません。

【細見委員長】 今回のこのスライド12の方向性の案でよろしいでしょうか。特に意見はないということでしょうか。

【鈴木委員】 はい。この方向でよろしいのではないかと思います。

【細見委員長】 基本的には30メートル格子だけれども、案1、案2というのも場合によって認めてもいいのではないかということでしょうか。柔軟に対応していただけるという。

これは協議の中で、これ、誰が決めるのかということ、案1をするのか、案2をするのか、30メートルメッシュをするのかということに関しては。

【名取課長代理】 基本的には指定調査機関でやっていただくので、調査機関のほうで決めていただけたらと思っております。基本の方法は30メートル格子当たりということで、これを基本の方法としていますので、迷うときには機械的にこちらの方法をとっていただくことが可能だと思います。ただ、もちろん事前にご相談いただければ、それはどちらでやりましょうというのは相談はできるというふうには思っています。

【細見委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうすると、①については、事務局の改正の方向性案というのを了承していただいたと

いうことをございます。

じゃあ、次に、検討事項の②、この敷地境界での地下水試料の採取地点とか、あるいは、この地下水の流向方向がわからないときに、どうしたらいいのかということについて、これは②、③ですけれども、スライドでいうと、13枚目と14枚目に対応案というのが事務局から示されています。

これについて、いかがでしょうか。ご意見、お願いしたいと思います。

ちなみに、小林委員から何かありましたでしょうか。

【矢野課長代理】 こちらについては。

【細見委員長】 これについてはないと。そうすると、了承していただいたということによろしいでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 本来の事業を行った敷地ではなくて、今回はこういう形質変更を行う場合には、その形質変更の一番下流側の境界を使って第二溶出量基準超過するか、しないかというのが最終的に確認されるということが今この内容だと思うんですが、やはり一番気になるのは、形質変更範囲に本来の土壤汚染の原因となる場所がないことも十分あり得るわけですね。

例えば、今、上流、形質変更範囲の上流側に汚染源があってしまうと、地下水汚染は当然あるけれども、汚染源はもっと別の場所にあるという可能性も出てくるということがあります。

ですから、あくまでも、スキームとしてはこれは仕方がないと思うんですが、あくまでもこれは汚染があるかないかを把握するためのいわゆる土壤汚染状況調査と法で言っているものの部分ですから、対策を考える上では、その本来の汚染源の場所なりも考慮しなければいけなくなると思いますので、そこら辺のその対策の考え方というところにはやはり少し留意事項が必要だということを加えておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

現状でこの方法は仕方がないとは思いますが。ただ、本来の敷地境界のところで汚染がなければ、じゃあ、どんな対策がとれるんだとか、もう少し対策はバリエーションが出てくるのかなというふうに考えます。

【細見委員長】 いかがでしょうか。はい。

【名取課長代理】 ご指摘、ありがとうございます。ご指摘のとおりかなというふうに

感じております。

やはり条例上の義務づけとしてはこの範囲で考えるということはやむを得ないというふうに考えていますが、対策を実施するときには結果的には汚染を把握しなければ対策できないということは起こり得ますので、それについては、実際にこの後の資料でご検討いただきますけれども、ここの調査地点、対象地境界の調査地点で第二地下水基準をクリアするか、クリアしないかということは非常に大きなポイントになるんですけども、ここをクリアすることが目的になりますので、そのために必要に応じて、周りにこういうところですかこういうところをやらなければならない事態というのは発生し得るだろうなというふうには思っております。ですので、調査としてはこの義務づけですけれども、対策の中でほかのところも必要に応じてやっていただかなければならないケースというのは出てくるのではないかと想定しています。

【細見委員長】 　ぜひその辺がわかるように、ちょっと記述しておいていただくと、今回は調査対象地の、地下水流向がわかっている場合は今の上の図ですかね、ごめんなさい、下の図ですね、点でいいわけですが、対策も考えると、やはり汚染源というものがわからないと十分な対策が行えない可能性があるということが、何か注か何かで付記していただくとよろしいかなと考えますが。

【名取課長代理】 　かしこまりました。

【小野委員】 　私も若干混乱しております、この13枚、ちょうど出ておりますスライドなんですが、この下のほうで行くというか、オプションを選べるというわけではなくて、基本的にその調査対象地の辺縁部で行うという、一本化するという意味でよかったですでしょうか。

【名取課長代理】 　はい、そのとおりでございます。ややこちらではそういう柔軟性を残す案を想定はしていたんですけども、この間での評価が非常に難しいということと、調査対策ができるかどうかはこの時点ではちょっと確定できませんので、基本の、義務づけとしてはこちらでやるというのを一本化したいというふうに考えています。

【小野委員】 　はい。改変範囲内に汚染源がある場合は、新しい案のほうが高濃度地点が把握できて、より保守的な見つけ方になるということで、案、何ていうんですかね、多くの人の合意が得られやすいかなと思うんですが、また、ほんとうの汚染源がどこにあるかというのはまたちょっと切り分けた形として、鈴木委員がおっしゃったように、注という、脚注をつけていただくということが必要なのではないかと私も感じました。

【細見委員長】 ありがとうございます。

この地下水流向がわかっている場合にはもうこの今の案で付記を、あるいは、注をつけていただくということでご了承していただいて、次の地下水流向がわからないときは、四方はやるべきだという強い意見があるようですが。

東京都の地形、地質を考えたときに、多摩のようなわりと地形に沿って流れる場合には非常にわかりやすい地下水、流向はわかりやすいと思いますけれども、非常に平坦な土地が続く場合には、なかなか地下水の流れを正確に把握するというのは難しいこともあるのではないかと思います。

その際には、今回の対応案では四方でやると。しかも、結構大きな土地であれば、30メートルごとぐらいが一つの目安ではないかという、これは土壤環境センターの技術者のご意見を踏まえた上での、具体的に指針の中でははっきりしない、述べないけれども、通知の中でこういう意見を述べるということによろしいでしょうか。

要は、指針の内容は、四方でやることを基本とするということまでですよね。違う、どうでしょうか。

【名取課長代理】 はい、そのとおりでございます。それで、間隔など具体的な配置の考え方は汚染の状態も見ながらやるほうが合理的かなというふうに考えていますので、考え方を通知のほうで示していくというつもりでございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

今の汚染の実態というのが、第一種と、あるいは、第二、第三種とやっぱり広がり方が違うので、それによってもまた違うと思われま。こういうのは実態に即して、基本は四方でやって、物質の汚染状況だとかによって、30メートルごととかというのも一つのやり方だということになるかと思えます。

この③の14ページのスライド14枚目のこの対応案について、ご異議というか、これでお認めいただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、もう一つの検討事項の4番目です。これについてはスライドの、以前は15、16でしたけれども、17に、17枚目ですね。この方向ではどうかということですが、いかがでしょうか。

これについては小林委員から何かございましたか。

【丹野課長】 ボーリングの方法も認めることでよいと思うというご意見、あと、一般的にはパージは行われている印象ですということで、ボーリングだとしても、パージは行

われている印象であるということと、あと、パージ後の水位回復に時間がかかる場合もあるが、そのような土質のほうがむしろ掘削時の水の影響やたまり水の影響が出やすく、よりパージが必要なのではないかというご意見でございました。

ですので、ボーリングの方法でもよいと。ただ、その場合、パージは行うべき、必要ではあるというご意見でございます。

【細見委員長】 基本は法の方法で、井戸の設置と、観測井戸の設置ですが、後の土地利用の状況とかいろいろ考えて、ボーリング孔、ですので、井戸のようにちゃんとしたパイプを打ち込まないんでしょうかね。ボーリング孔だけというのは、ちょっと鈴木さん、ボーリング状況をちょっと説明していただけますか。

【鈴木委員】 もともとのこの中で入っているボーリング孔だけというのは、通常の土質ですから、どうしても周りはケーシングとって穴があいてない管が出てしまいます。ですから、その一番、ボーリングの底ですかね、底から上がってくる水だけをとるのがもともとのやり方だったんですが、やはりその底だけというのはどこの水かというのがわかりにくいということと、それから、帯水層をやっぱり外してしまう可能性がある。

それから、あと、もう一つは、やはり送った水が返ってきってしまう場合もありますので、ボーリング時に。ですから、やはり一度きちんと穴をあけて、かつ、今、ケーシングと呼んでいますけれども、その穴がないパイプを入れた先端に、穴のあいたスクリーンといいますけれども、そういうものを入れて水を返すのであれば問題ないということで、それがパージの方法として。

あと、正式な地下水調査法というのはちゃんと、井戸仕立てと言っていますけれども、ボーリングを掘るときに使うパイプとは違うものを入れてきちんとはかるというその2種類があるということですね。

【細見委員長】 その正規な井戸、観測井戸の設置とボーリング時に用いたボーリング孔を使って、パージをした後で採取をすると。これで認められるのではないかという案でございしますが。もちろん鈴木委員としてはこれは了解していただけるんでしょうか。

【鈴木委員】 基本的にはパージがやはり必要であるという大前提があると思いますので、パージをするということで今回まとまっていますので、特にそれについては反対意見はありません。

【細見委員長】 ほかにご意見ございますでしょうか。

なければ、このスライド17の、これは小林委員もボーリング孔の方法でもいいという

ご意見でしたので、今回、この17ページの案でご了承いただいたということにさせていただきます。

なお、指針に記載する事項については……、ごめんなさい、通知事項ですね。通知事項として記述すべき細かい技術的な内容については、次回、検討をもう一度していただくということに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

はい。

【鈴木委員】 最初にもちょっと申し上げたんですけども、今回の調査から対策の流れというのは、もともと東京都の条例の流れというのは詳細調査までの段階が全て終わってしまって土壤汚染除去計画を提出する、要するに対策をもう進めるという流れだったものが、調査が2ステップに分かれたということになりますよね。

あくまでも状況を確認して、汚染の状態で対策が必要かどうかも含めて判断すると。それから、対策を行うまでには、もう一つ、実際には詳細調査という段階があるんだよという、その大きな流れをぜひとも1回まとめていただいて、その中でここはそういう位置づけだよというふうに整理いただければ、多分、今後調査するほうも対策するほうも多分理解しやすいと思いますので、ぜひともそのように前段でまとめていただければと思います。

【名取課長代理】 ありがとうございます。ご説明のとおりでございますので、法と同じように、詳細調査を対策の前にやる調査という位置づけにしたいと思いますので、その位置づけがわかるようなフローというか、そういったものを今後、用意していきたいと思っております。

【細見委員長】 したがって、先ほど、調査対象地のこの敷地境界というか、での地下水試料採取についても、汚染の状況調査の時点では、この今、指針、今上げていただいた提案していただいた方法でよいと。しかし、対策も含めて考えると、また別の観点も必要なので、対策時にはもう少し広い汚染源を把握できるような調査が必要になってくるだろうと。これは詳細調査になるということです。

ありがとうございます。

全体として、18枚目に事務局案としてまとめていただいておりますけれども、もう一度これを読み返していただいて、これでよろしいかというところで。

試料の深度については、今回はちょっと決めずに、次回、改めて第二種、第三種についての地下水への影響はないというのは一体どういうことなのかということについて、次回、

提案していただいて、議論していきたいと思います。このところはペンディングと。

そのほかのところは、この18枚目にありますような内容で再確認させていただきますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、資料、議題1のエでございます。規則事項1、調査④の地歴調査及び有害物質取り扱い状況の把握と、それから、⑤の調査義務外の調査について、事務局からまず説明をお願いします。資料3でございます。

【矢野課長代理】 そうしましたら、資料3のほうをご確認ください。

こちらはいわゆる今まで議論してきたように、土壌や地下水を採取する調査義務の範囲としての調査ではなく、いわゆる文献調査の部分ですとか、あとは、先ほど鈴木委員からご指摘のありました対策に係る詳細調査、あるいは、搬出時の搬出土調査といったところに関しての考え方の整理ということになります。

まず、条例の仕組みとしまして、117条の土地改変時の調査はこの土地利用の履歴等調査、いわゆる地歴調査から始まりますと。こちらで把握する内容につきまして、法改正の対応や自然由来を今回追加するという点に関する対応が必要ではないかという観点から、以上、チェックをするという部分になります。

また、116条の有害物質取扱事業者が行う調査につきましては、有害物質の取扱いがあることはわかっておりますので、改めてその有害物質の使用、排出の状況について、同じく文献調査を行うということになります。こちらも一旦、同じような考え方で、追加すべき事項を整理するという点になります。

また、もう一つですが、汚染状況調査と言われる義務で行う調査の範囲が、今回、改正前から改正後ということで、大幅に対象が減るということになります。いわゆる検出時点での深度方向土壌調査、地下水調査、あるいは、二種・三種でしたら、溶出量・含有量、いずれの超過時も深度方向の状況調査が必要だったこと等を考えますと、こちらは条例上義務ではなくなりますが、対策を実施する際の調査ですとか、そういったところで使われますので、方法等を定めておくべきではないかということで整理してございます。

以上、4つの項目、それぞれ、スライド1枚ずつで説明いたします。

1つ目の地歴調査につきましては、法改正及び条例制度の見直しにより把握すべき項目が増加したのではないかとこの観点です。法のほうが、深度限定調査という考え方が導入されるということで、汚染のおそれの生じた深度を把握することの重要性が増すと。それ

から、あとは、法、条例制度が施行されて随分たっておりますことと、あと、条例で新しく条例台帳というものが規定されますので、既に公開されている汚染の情報を、地歴調査上、確実に使っていただくということが必要になると考えております。また、自然由来や埋立材由来の汚染につきましては、既往調査で判明している場合にそれを地歴上把握する対象とするということについて、新たに条例の対象となるため、このことはしっかり明記しておこうという考え方になります。

以上のことから、117条の地歴調査の追加事項としまして、特定有害物質の使用、排出等が地中で行われた場合の深度に関する情報の把握、それから、既往の調査、対策等の把握の対象としまして、法・条例の台帳ということを明記するという予定です。また、この既往調査の結果を把握するときに、自然由来、水面埋立材由来とされた、原因がそうされた場合については、これを把握するというを考えております。また、こういった情報があった場合に、地表の高さの変更の経緯というものも把握の対象とすることを明記しようと思っております。

同じことですが、汚染原因者である有害物質取扱事業者につきましては、条例上は地歴上の全ての汚染が対象というわけではなく、そのみずから汚染原因者として汚染したものだけが対象となりますので、一部ちょっと記述を変えるということで、みずから実施した調査対策の記録、自然由来についてはみずから実施した調査で判明しているものを対象とするという書きぶりで、一部、先ほどの内容を変更してございますが、おおよそ同じようなものを追加する予定でございます。

それから、詳細調査でございますが、こちらは義務ではなくなりましたが、法と同様、対策の実施に必要な調査として位置づけるために必要な事項が幾つかあると考えております。

現行指針の詳細調査というのは原則10メートルまでの調査深度で、必要なときはより深い層も調査という書きぶりになっておりますが、今回、詳細調査が対策の実施に必要な調査となることから考えますと、これは10メートル以深まで汚染が続いている場合は、その場合は必要であると、必ずやらなくてはいけないということが明記されるべきだと考えております。

また、地下水の調査につきまして、現行指針は溶出量基準超過区画の全区画のボーリング孔内水ということになっておりますが、この地下水の調査の方法は法のガイドラインで特に定めているものではないというふうに承知しております。こちらは地下水汚染対策の

効果を上げるために、必要に応じて実施するものという整理かと思っております。少なくとも現行の指針のような単位格子ごとの採取を必須とするような書きぶりについては改めるといいますか、あるいは、あまり書かない、書き込まないことをちょっと考えております。

それから、あとは、平面方向、深度方向の絞り込み調査は、現在、対策を実施する際にはかなり頻繁に見られておりますが、これも実施することが可能であるような書きぶりを残すということで、方法は特に明記しないということで考えております。

指針に関しての方向性としては、詳細調査については「対策の実施に必要な調査」の位置づけで、汚染状況調査とは別に規定をしようと考えております。これは封じ込め等の対策時に、汚染土壌の汚染範囲を確定するための方法として、現行指針の詳細調査をベースに、法のガイドラインも参考にしながら、指針の中にこういった規定を置いておこうと考えております。

それから、地下水汚染対策を実施する際には、必要に応じて地下水を採取し、この地下水汚染の範囲についても把握するというので、必要に応じてというような考え方で置いておこうと思っております。絞り込み調査についても、これが可能であるということも規定を残す予定でございます。

こういったもの、深度方向調査につきましては、任意で実施した場合について、調査報告時に、これまでのとおり、詳細調査として報告することも当然可能であると考えております。

また、もう一つは搬出土調査でございますが、今回、条例で詳細調査が必須でなくなるため、表層の汚染状態だけは判明しているものの、深度方向の汚染がわからない土壌、あるいは、第一種につきましては、代表地点の汚染があることは濃度がわかっているものの、その同じガスの高まりの部分については濃度が確定していない土壌というものが出てくるということになります。

ですので、この搬出土の調査を実施しない場合は、条例においても、法の区域指定と類似の、汚染された範囲があるというような考え方を導入せざるを得ないと思っております。区域指定とは異なる考え方ですが、事実上、同じように汚染があるという範囲、あと、みなす範囲というものを定めるということになります。

この土地から出てきた土壌につきましては、法と同じように、表層や、または、代表地点の汚染状態と同一とみなして、汚染土壌処理施設で処理するということになります。こ

の搬出土の汚染状態の確認のために調査を実施する場合につきましては、原則としては法の認定調査の方法を紹介すると。その上で、先ほどお話をした条例指針の詳細調査や、この方法に準じた任意の深度方向調査によるものについても、搬出土の調査として認めるといふことかと考えております。

これを実施する場合につきましては、この搬出処理を行う一連の対策計画書や汚染拡散防止計画書に、その方法ですとか結果について、それから、それに応じた処理の方法について記載していただくということかと思っております。

調査の結果、基準に適合した土壌でございますが、法の認定済土壌のような特別な扱いは特に設けずに、これまでの条例の中で取り扱ってきたような通常の土壌として取り扱うということかと考えております。ですので、条例のこの搬出土調査について、搬出が可能となった土壌ですが、法のようないわゆる白証明を厳密に求めるものではないという整理になります。

指針改正の方向性としては、搬出土調査については、「搬出土の汚染状態の確認のための調査」の位置づけで、調査とは別に規定すると。方法については、法の認定調査、または、条例の詳細調査に準じる。こちらの結果に応じた搬出処理の方法は、対策計画書、または、汚染拡散防止計画書に記載すると。これらの調査を実施しない場合は、表層または代表地点の汚染状態と同一とみなすと。こういった整理を考えております。

説明は以上です。

【細見委員長】 どうもありがとうございます。

資料3におきまして、調査の中で課題が、4枚目のスライドでありますように、(1)から(4)番まであって、(1)、(2)というのは比較的よく似た内容ですが、これについて、いかがでしょうか。スライドの5枚目、6枚目に改正の方向案が出ておりますけれども、いかがでしょうか。

これについては小林委員から何かコメントはありますでしょうか。

【丹野課長】 小林委員からは、こちらの資料3全般につきまして、おおむねご了承いただいたところでございます。

【細見委員長】 (1)と(2)については、有害物質取り扱い事業者がやった場合にはみずからという文章表現になっているだけで、あとは同じだということでございます。何か。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 ざっとだけ確認させてください。

117は基本的に地歴をやって汚染のおそれがある物質を見つけるということになりますけれども、116はあくまでも工場廃止ですから、その工場廃止の対象となった工場が使用していた特定有害物質のみが対象になるという理解でよろしいですね。ですから、土対法の旧法と同じように、過去26物質に遡及しないという理解ですよ。

そこが違うんだと思いますので、そこをきちんとこれ、116は整理しておかないといけないんだと思います。

【細見委員長】 直前のと言うべきでしょうかね。有害物質取扱事業者、直前の事業者で扱っていた物質のみが対象の項目であると。

【丹野課長】 汚染原因者責任という考え方がございますので、そのように直します。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、この(1)と(2)について、ご異論がなければ、この方向でということで、よろしくをお願いします。

それでは、次の3番目、(3)、(4)、それぞれ詳細調査の位置づけと搬出土の調査について、指針の方向性とか、方向性がそれぞれ資料、スライドでいうと7枚目、8枚目に記述されています。これについて、いかがでしょうか。大塚先生。

【大塚委員】 これも確認になるだけかもしれませんが、スライド8のその課題の最後の、調査の結果、基準に適合した土壌に関しては、認定済み土壌のような特別な扱いはちょっと難しいということですかね。インセンティブがなくなっちゃうような気もするんですけど、そういうのはちょっと難しいという趣旨でしょうか。ちょっと教えてください。

【矢野課長代理】 法の認定済土壌というのは、いわゆる白証明を要求されるかわりに、その土壌を使って埋め戻し等を行ったときに、もうそれは白土壌を埋め戻したということで完全な地歴上の白と、法上、扱うことができるということです。

条例につきましても、これまでも、条例上の詳細調査の結果、深度方向、平面方向含めまして、その汚染が確認されなかった部分の深度につきましても通常の土壌としても搬出を認めておりましたので、そこからあまり考え方を考える予定がないということになります。

ですので、深度方向につきましても、条例の詳細調査に準じた方法でやっていただいて白が確認された深度につきましても、これまでの条例の考え方と同様に搬出していただくことが可能ということで、それ以上、特別な白土壌としての地位を条例上与えるということには考えていないということになります。

【大塚委員】 はい。

【鈴木委員】 よろしいですか。

【細見委員長】 はい。

【鈴木委員】 今のお話というのは、基本的に最初の状況調査で汚染が認められた物質のみを、項目のみを対象として、汚染があるかないかを判断しているということで、その土対法の認定土壌のように、26物質を対象にはしていないという違いがあるということだけのことでですね。

【矢野課長代理】 そのとおりです。

【細見委員長】 今、鈴木委員に整理していただきましたが、今、そののがわかりやすいですね。何か通常の土壌として扱うと言われると、どう違うのかというのがわからないので、今のような表現のほうが理解しやすいのではないかと思います。

この件、ほかにかがででしょうか。

じゃあ、今の鈴木委員の整理も含めて、認めていただいたということにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の議題に移りたいと思います。議題(1)のオですけれども、指針事項の2、対策①、対策の目標及び措置の内容と、これは前回の委員会の後、検討していただいて、事務局から追加でいろいろとしていただいております。整理していただいておりますので、これを事務局より説明をお願いします。資料4です。準備、よろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

【名取課長代理】 お願いいたします。こちらでも前回ご議論いただいたところを、再度、事務局のほうで整理したものでございます。

委員のほうには別紙で資料4、抜粋というものを後ろにつけています。この後、区域の名前などが出てくるんですけども、ややややこしい部分もありますので、お手元に置いて、こちらを見ていただきながら、説明を聞いていただけたらというふうに思います。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。A4、1枚のこれですね。これのほうわかりやすいかもしれない。

【名取課長代理】 抜粋したものでございます。順次紹介いたしますけれども、その後、ここのページに戻りたくなることがきっと多くなるんじゃないかと思っておりますので、見ていただければと思います。

検討課題としましては、土壌と地下水に対する措置として適する対策の工法、それから、

今回、区域の名前というのをちょっと検討しておりまして、区域の名称をつけていることと、そのそれぞれの変更要件についてをご議論いただきたいと思っております。

こちらはこれまでの議論の振り返りでございますけれども、現行の条例の地下水汚染ベースのところから、健康リスクの考え方を導入して、一方で、地下水環境保全の観点から、一定濃度の汚染がある場合には措置が必要という部分を設定します。この一定濃度を超えるというところが条例独自の条件ということになります。

大きな流れを考えますと、調査で汚染があった場合には3つのパターンが考えられるというふうに考えていまして、健康リスクがある場合と、一定濃度を超える汚染がある場合と、どちらもない場合というふうに考えています。こちらの健康リスクがある場合、一定濃度を超える場合に対策が必要というふうに整理しています。

こちらの健康リスクがある場合に関しては、基本的には法の要措置区域と同じような考え方を導入していますけれども、周辺地下水汚染拡大防止に係る措置、一定濃度を超える汚染があったときについては、条例独自に要件は定める必要があるというところで、この対策目標、それから、要件というのが非常に課題になっている部分です。

こちら前回のスライドの抜粋でございますけれども、健康被害防止に係る措置については、これは法と同様で、人への摂取経路を遮断または監視することが目標の方向性になります。具体的には地下水汚染がある、なしで具体的な対策が必要か、モニタリングでよいかということが変わるということになっています。これは法と同じ考え方になります。

こちらが条例独自の考え方で、周辺地下水汚染拡大防止に係る措置になりますけれども、目標の方向性としては、周辺に地下水汚染が拡大しないようにすることという大きな目標がありますけれども、具体的には、敷地境界で第二地下水基準を超えている場合には具体的な対策が必要、第二地下水基準を超えていない場合には、監視などで可能だというような方向性を考えています。これらについて、もう少し詳しく要件を検討いくということですので。

こちらは参考として、第二地下水基準の数字を載せているものになります。

それから、もう一つの地域が、健康リスクもなく一定濃度を超える汚染もないような状態については、これは目標としては土地改変により汚染を拡散させないことということで、改変、それから、搬出、それから、改変後、措置の完了後において、それぞれ汚染を拡散させないような状態になっているかというのがポイントになると、そういう対策計画が必要になるということになります。

これから検討課題に入ってまいりますけれども、まず、1つ目が、土壌と地下水に対する措置として適する対策工法についてでございます。

前回ももう少しざっくりした表でお示したところですが、第一種、第二種、第三種、物質ごとによって適用できる方法というのが異なりますので、それを改めて物質ごとに分けて整理した表でございます。

土壌に関しては基本的に現行の条例や法で示されている部分と同じでございますけれども、汚染地下水に対する措置というのを新たにここで表の中につけ加えているところがこれまでの表と違うところになります。

この場で全てをちょっとご説明するのは難しいかなというふうに思いますので、この点については、もしよろしければ、後ほどじっくりごらんいただいて、何か違和感があるようなことがあれば、ご意見いただけたらというふうに思っております。

1つ、凡例を幾つかだけご紹介しておきますけれども、四角、菱形ですね、黒い菱形で示しているものは、掘削時に別途処理すれば適するということを書いています。これは基本的に土壌の掘削を伴う措置に対しての地下水の措置のところにつけているものですが、土壌掘削時に地下水が発生してしまえば、地下水はおそらくくみ上げて処理することが多くなると思いますので、そういうことを組み合わせれば適するだろうというふうなことで書いているものです。

それから、地下水汚染拡大防止については土壌に三角をつけていますけれども、これは汚染土壌に直接働きかけないですけれども、汚染拡大防止には有効という意味で三角という印をつけているものです。

それから、原位置浄化につきましては、こちらの別のスライドで整理しています。こちらの三角については、条件または物質によって適する、適さないというものがあるという条件付きのものというふうに考えています。

この2つのスライドについては、すみません、もちろん今日もご意見があればいただきたいですし、この後でも引き続きご意見いただけたらというふうに思っています。

含有量に関しては、これは前回と同じでございます。法で認められている措置として、立入禁止というのがございますので、これを追加しているものです。

続きまして、新しい話になりますけれども、区域の設定というのを新たに考えております。これまで、区域の設定というのは想定していなかったんですけれども、対策が必要か、必要でないかというか、あとは、汚染状態を一言で言いあらわす上でやはり名前のような

ものが、名称のようなものがあつたほうが言いあらしやうだろつという事務局の中での検討の結果、そういうことになっております。

こちらにフローを示しておりますけれども、健康リスクがある場合で対策が必要な場合と監視が必要な場合ということで、名前を要対策、それから、地下水基準等監視区域と、そういう名前をつけています。それから、周辺地下水汚染拡大防止に係る措置については、具体的な対策が必要なところは地下水汚染拡大防止区域、監視が必要なところは第二地下水基準監視区域という名前をつけてはどうかと考えています。また、基本的に対策が必要ないという地域については要管理区域という名前を考えています。

いずれも仮称でございますけれども、こちらを名前をつけるとしたら、指針で規定することを想定しています。ですので、法のような告示をして指定するという行為ではなくて、あくまで土地の区域に対する名称という扱ひというふうにかけているところです。

それぞれの分け方、定義の部分になってきますけれども、まず、健康被害防止に係る措置については13枚目のスライドになります。こちらで、まず、健康リスクがある状態、かつ、もう既に地下水汚染が発生しているような状態というのはもう健康影響のおそれが大いにある土地ということで、すぐに対策が必要ということで封じ込め等が必要な地域、対策が必要ということで要対策区域という名前を考えています。

それから、健康リスクがある状態ですけど、まだ地下水汚染は発生してない状態であれば、健康影響のおそれがある土地ということで、モニタリングが必要な土地ということになりまして、地下水基準監視区域という名前を考えています。

それから、健康リスクがないような土地については、要管理区域という名前になります。

法律でいうと、こちらの2つが要措置区域で、要措置区域を2つに分けています。形質変更時要届出区域はこちらの緑の区域というような形になると思います。

これらについて、それぞれの変更要件を整理しているものがこちらの目標になります。このそれぞれの区域間の変更要件について、この後にご説明していきたいと思ひます。

ここで、申しわけございません、傍聴の方々についてはこちらの表記が少し修正が入っております。委員の皆様には修正したものをお渡ししていますが、すみません、傍聴席の資料の差しかえが間に合いませんので、こちらが少し変わっておりますので、ご注意いただきたいと思ひます。溶出量基準、ここ、適合になっているかと思ひますが、超過に修正になっております。それから、健康影響がこちらがある、こちらがないという変更になって

います。

順次、要件を確認していきたいと思いますが、まず、この要対策区域から地下水基準監視区域に移るこの矢印についての議論でございますけれども、これについては、変更要件としては、地下水基準に適合させることを考えています。

地下水汚染が発生している、健康リスクがあつて地下水汚染が発生しているということですので、地下水基準に適合させることで、監視区域に落とすことができるというふうに考えています。これは周辺部で地下水調査を実施して地下水基準の適合を確認することが具体的な完了要件というふうになります。

このときの周辺部での地下水調査の回数が1回というふうに考えていますけれども、これは、この後、1回適合して地下水基準監視区域に落ちた後に、もしまたその監視しているところで地下水基準超過が確認された場合には、再度、要対策区域として扱うということをご想定しますので、1つ前のスライドのこの赤い矢印をご想定しておりますので、こういう矢印があるということで、基本的には一度の確認でよいと。もしその後にこういうことがあれば、再度、要対策になるというスキームで考えております。

なお、一番下に注意事項として書いてありますけれども、地下水基準というふうに申し上げてはいますが、法のほうで目標地下水濃度という考え方が適用、考え方が入ることが今検討されておりますので、その考え方についても基本的には条例でも適用していきたいと考えております。

それから、続きまして、地下水基準監視区域から要管理区域への変更要件になります。14枚目のスライドでいうと、オレンジの部分から緑の部分に落ちるパターンが2パターン考えられます。AのパターンとBのパターン、2つのパターンをご想定しています。

1つ目、Aパターンについては、対象地内で何かしらの対策、封じ込め等の対策を実施した場合になります。これについては、対策を実施した後に、完了要件として、措置の効果の確認として、対策範囲の周縁部で2年間のモニタリングを実施すると、こういうことを想定しています。それで、地下水基準を年に4回以上、2年間以上確認することが1つの完了要件というふうに考えています。これが具体的に対策を実施した場合です。

Bのパターンは、具体的な対策は実施はしないんですけれども、一定期間以上継続して地下水基準に適合することを確認した場合に、変更できるという要件になります。こちらはやはり新しく改正法の中で考えられているもので、これまで期限を定めずに永久にモニタリングが必要だったことに対して、一定期間で切るという考え方を法で導入されるとい

うふうに聞いておりますので、その考え方をこちらに導入したものです。

その頻度、期間についても基本的には法と合わせることを想定しておりますけれども、最短5年ぐらいで継続で適合できるような検討をされていると、そういうようなところを中心に検討されているというふうに聞いているところです。そういった考え方をこちらでも導入したいというものでございます。このあたりは基本的には法と同等の考え方を採用したいと思っています。

もう一つ、こちらで周辺地下水汚染防止に係る措置の部分で、これは条例独自の部分になっています。

各区域の定義を確認しますと、まず、対象地境界で既に第二地下水基準を超過していることが確認されている場所、これについては、現に地下水汚染の拡大が生じている土地ですので、封じ込めなどの具体的な措置が必要ということで、地下水汚染拡大防止区域という名前を想定しています。

それから、敷地内で第二地下水基準は超過していますが、対象地境界ではまだ第二地下水基準は超えていないというような状態については、地下水汚染の拡大のおそれがある土地ということで、対象地境界でのモニタリングが必要な土地となります。この対象地境界でのモニタリングで、第二地下水基準に適合しているかということを確認することで、第二地下水基準監視区域という名前を想定しています。

それから、それらの汚染状態に当てはまらないものは要管理区域ということで、現時点では、地下水汚染の拡大のおそれがないですので、改変時に拡散防止の必要な措置が実施していただければよいという地域として、今、要管理区域という名前を想定しています。

この3つについての変更要件を記載しているのがこちらのスライドになります。

やはりこのそれぞれの要件について、この後に整理しておりますけれども、まず、最初に、こちらの地下水汚染拡大防止区域から第二地下水基準監視区域に落ちるこの矢印についての確認ですけれども、変更要件としては、土壌または地下水への措置を実施することによって、対象地境界で第二地下水基準に適合させるということを想定しており、対象地境界で地下水基準が不適だということがこの条件になっていますので、これをクリアすれば、もうこちらに落ちるといふ、そういうことを示しているものでございます。

その具体的な完了要件としては、対象地境界で地下水調査を実施して、第二地下水基準に適合を確認すると。これも回数としては1回を想定しています。やはりこの後の監視、この第二地下水基準監視区域に落ちたとしても監視が必要になりますので、その監視の中

で、第二地下水基準を超過するようなことがあれば、この矢印ですね、赤い矢印、18枚目のスライドの赤い矢印によって戻るというスキームを想定していますので、確認としては1回でよいというふうに考えています。

続きまして、こちらは第二地下水基準監視区域から要管理区域への変更要件です。スライド18枚目もごらんいただきながら、ご確認いただければと思います。オレンジのところから緑のところへ落ちる要件を、やはり2パターン想定しております。

1つが、具体的な対策を実施するパターンとして、こちらは、第二溶出量基準超過をしている土壌、それから、第二地下水基準を超過している地下水を対象とした対策を実施する場合となります。それらの対策を実施した後に、完了要件としては、まず、対策の効果の確認として、対策範囲の周縁部でのモニタリングを実施します。このモニタリングの確認は、第二地下水基準に適合しているかどうかというのが基準になります。それと、もう一つ、対象地の境界で第二地下水基準を確認するという項目が追加になります。

こちら、すみません、傍聴の方はこのスライド22というの、数字が抜けているのではないかと思いますので、記載をいただければというふうに思います。こちらはちょっとややこしいので、少し図に落としたものがこちらに、イメージ図に落としたものがこちらです。

第二地下水基準監視区域の状態ですと、第二溶出量基準超過、または、第二地下水基準超過の汚染がある状態になりますけれども、これを要管理区域に落とすことを想定した場合には、こちらの第二溶出量基準とか第二地下水基準超過の汚染はなくした上で、こちらの対策縁辺部でのモニタリングというのが必要、それから、対象地境界でのモニタリングも必要と、この2カ所のモニタリングのことを想定しています。

それから、もう一つのパターンとしては、こちらは具体的な対策は実施しないんですけれども、一定期間継続して、第二地下水基準に適合することを確認する方法をこちらに示しています。こちら、先ほどの法の考え方も念頭に入れながらではございますけれども、第二地下水基準に適合するところが少し違う部分でございます。継続して確認することを考えていますが、それと、汚染状態によって、頻度と期間を変えてもいいんじゃないかというふうにそこを考えています。

特に汚染が常に第二地下水基準を超過している汚染が敷地内にあるような場合については、例えば期間は無期限にしてもいいんじゃないか、または、終了要件として法と合わせるといった考え方もあろうかと思いますが、このあたりについては特にご意見をいただきました

いなと思っております。

それから、頻度についても、汚染状態によって、年1回、2回、当初は4回だけれども、以降2回、それから、年4回というようなことを差をつけてもいいのではないかというような議論があるかと思えます。

頻度についても、こちらのcとdについては、汚染状態が違うので差はつけたほうが良いというご意見が前回あったと思えましたので、こういった想定をしておりますが、差をつける必要はないという意見もまたあるのかなと思えますので、ぜひご意見いただけたらというふうに思います。

それから、最後ですが、それぞれいろんな各区域から、汚染除去済みの土地に変更要件になると。一番下に、スライド14、18では一番下のところに汚染除去済みの土地というものを書いていますけれども、完全に汚染がなくなった土地にする場合にはどうするかということになります。

これについては基本的には法と同じ考え方を採用するつもりでおりまして、土壌または地下水への措置を何らか実施して、汚染土壌なり汚染地下水を除去するというところを行います。その上で、2年間のモニタリング、基本的には2年間のモニタリング、ただし、掘削除去を行った場合には、当初地下水汚染がなくて掘削除去を行った場合には1回の確認でよいというようなモニタリング回数を想定しています。ただし、条例独自で、一定濃度を超える汚染があった場合には、対象地境界での測定というのが必要になるということも想定しています。

こちらも傍聴の方はスライドの番号が21になっているかもしれませんが、22というのが修正後のバージョンになっております。申しわけございません。

最後に、これらの区分の、区分、それから、変更要件に係る補足を最後に上げていますが、汚染状態に応じて、健康被害防止に係る区域、スライドの13で示されている区域と、周辺地下水汚染防止に係る区域、スライドの17で示されている区域、これらが重複して該当するということもあり得ます。

例えば周辺に飲用井戸があって、かつ、第二溶出量基準超過の汚染があって、対象地境界で第二地下水基準を超過している場合。すみません、こちらで傍聴の方、適合になっているかもしれませんが、これ、超過の間違いでございます。失礼しました。このような場合には、要対策区域、かつ、地下水汚染拡大防止区域、どちらにも該当し得ることになります。この場合には、両区域に求められる対策を実施する必要があるということにな

ります。

それから、もう一つ下に、一足飛びに区域の変更を目指すこともできるというふうに書いていますけれども、先ほどは一つ一つの要件を確認していましたが、それを一気に、例えば要対策区域から汚染除去済みの土地、おそらくこういうケースのほうが多いかもしれませんが、そういったところを目指すことも当然可能です。

それらについての要件はどうなるかという、それぞれに求められる変更要件を合わせたものが要件になるというふうにお考えいただければよいかなと思います。結果的に不要な要件というのが出てくる可能性はありますが、それを全てを要件を満たす内容を行う必要があるということになっている。そういうふうを考えているところです。

こちらの資料の説明は以上となります。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明で、スライドの2枚目に①から④まで検討項目として上げていただいております。最初に、①のこの土壌と地下水に対する措置としての適する対策の工法について、スライドでいうと、9枚目と10枚目に、今回、条例で汚染地下水に対する措置というのが、従来のこのオレンジ色の汚染土壌に対する措置は、これ、国と同じだという理解でよろしいですね。

【名取課長代理】 はい。基本的に国と同じ。

【細見委員長】 基本的には同じで、青で書かれた汚染地下水に対する措置が今回加わると。若干、菱形というのもあるので、これは今まで見られない措置かと思います。

これについては、今日、最終確認するわけではなくて、ちょっと細かいので、ちょっと技術的にもちょっと細かく見ていただいて、ふさわしいのか、もし不適切であるとすれば、例えばこの菱形を何かほかの形に変えるとか、ちょっとご意見を、今もしお気づきであれば、お伺いしたいんですが、これについては後ほどでよろしいですかね。後ほどというところのぐらい。次回まで。そんなことはないよね。

【名取課長代理】 次回だとその後が短いですね。10月末ぐらい。

【細見委員長】 10月末ぐらいまでと。よろしいでしょうか。このちょっと9と10は一つ一つ実際にその工法で技術的に見てこれが妥当かどうかというのもちょっと一応検証しないといけないかもしれないので、特にこの辺、詳しい鈴木委員に、この辺、よく見ていただいて、もちろんほかの委員の方も見ていただいて、ちょっと納得いかない、問題だという場合には、10月末までに事務局のほうに、質問でも結構だと思いますので、事

務局に10月末まで、ご提出、お願いしたいと思います。

何かこの表で、今の時点で質問みたいなことはありますでしょうか。はい。

【丹野課長】 委員長。小林委員からのご意見です。スライドの9、9というか10です、特に。

まず、桁違いに高濃度の汚染が粘土層に長く乗っているというか残っている場合は、原位置浄化を行っても、土壌の表面だけが浄化され、10年程度経過してから、粘土層にしみ込んでいた汚染が後から出てくる事例を経験したことがおありだそうです。ただ、2年間モニタリングではクリアしたそうです。

そのため、粘土層の奥まで高濃度で汚染されている等の場合は、原位置浄化のうち、第一種の土壌ガス吸引や原位置分解は三角の懸念があるのではないかとということで、配慮事項、いわゆる通知などで示してもよいのではないかとのご意見です。スライド10の第一種のところの土壌ガス吸引とその3つ下の原位置分解のところの丸が三角ではないかということですね。というご意見をいただいております。

【細見委員長】 この汚染土壌に対する措置に関しては、少し国とも関係するんですよ。ので、今の小林委員の意見は一応お聞きした上で、ただ、今回、でも、条例の中では国とは違っていてもいいということですかね。ちょっとここは議論させていただきたいと思いますが。

【矢野課長代理】 一応、小林委員からは、また、このような懸念、事例を経験して懸念があるということで、これも何かしら記録、何かしら書いていただきたいというふうなご意見で、必ずこの表を三角にしなくてはいけないとまではちょっと言わないけれども、こういった事例については注意してほしいというようなことでした。

【細見委員長】 わかりました。じゃあ、そのようにしましょう。丸を三角にするのはちょっとそれなりにもうちょっと議論をしておく必要があるかと思います。

今回、特に汚染地下水に対する措置というところが新しいので、これについて、技術的な観点からご意見とか、あるいは、ご質問あれば。

【小野委員】 すみません。

【細見委員長】 じゃあ、小野委員、どうぞ。

【小野委員】 9ページのスライドのオレンジに囲った「周辺地下水汚染拡大防止の目的で」というところの意味が少しわかりづらいんですけども、これ、どういう、具体的にはどういうことでしょうか。

【名取課長代理】 すみません、ちょっと説明を省略してしまいましたけれども、こちらには、特に米印1、2、米1、米2で書いてあるものは、第二溶出量基準を超過しているものには適合できないというふうな措置でございます。

これは現行の条例でもそうっておりますけれども、今回、ただ、新たに第二溶出量基準をクリアすることが一つの目標になるという土地があるわけですが、そういった土地に対して、このこれらの工法、米印付きの工法が使えるかということを改めて検討したのですが、再度、検討した、一応検討した結果であっても、やはり使えないというのが妥当ではないかというのが結論になりましたので、結果としては、やはり第二溶出量基準のものにはこれまでどおり使えないということでございます。

一応、その検討はした上で、やはり選択できないということをここに記載させていただいたところです。すみません、説明不足で申しわけございませんでした。

【小野委員】 理解いたしました。ありがとうございます。

【細見委員長】 ほかに。

なければ、一応こういう表をつくっていただいて、気になる、あるいは、問題になる点については10月末までにご意見をお願いしたいと思います。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 すみません、ちょっと基本的なことで恐縮ですが、今回、だから、いろんな区域の名前がついて、ある意味、よかったと思うんですけど、確認ですが、まず、法律の区域と両方重なることはないと考えていいかどうかということを、ちょっとそれを確認しておきたいのと。

それから、すみません、ちょっとまだよくわかってなくて申しわけないんですけども……。

【細見委員長】 何ページ。

【大塚委員】 この1ページのまとめてあるやつで何々と……。

【細見委員長】 A4の1枚のほうですか。

【大塚委員】 はい。A4、1枚のほうで何々と、要対策区域と、それから、この地下水汚染拡大防止区域はちょっとどっちのほうがあれですかね、汚染はひどいというふうに考えていいんですか。

【名取課長代理】 まず、法との関係ですけれども、法のように告示や指定とかということとは考えてはないですけども……。

【大塚委員】 それはそれでいいですけど、実際上重なることはないかということを知りたい。

【名取課長代理】 実際には、法、条例、どちらも対象になる案件については、どちらも同じような、それぞれの規定に基づいて、指定なりされることになるかと。

【大塚委員】 一つの土地が両方ということもあり得るということですか。

【名取課長代理】 はい。そういうことになります。

【大塚委員】 あんまりないですよ、でも、ほとんどあれですかね。

【名取課長代理】 どうでしょうか。大いにあり得るかなと思います。

【大塚委員】 大いにあり得る。そう。

【細見委員長】 特に地下水……。

【名取課長代理】 一番多いパターンは、形質変更時要届出区域とこの要管理区域というものになると思いますけどね。

【大塚委員】 そうですか。はい、わかりました。

【名取課長代理】 それから、要対策と地下水汚染拡大防止、どちらが汚染が重篤かというのは難しいところですが、重複して重なる、かかる事例があるというふうに想定しています。

【大塚委員】 その地下水基準を超過すると要対策区域で、第二地下水基準を超過すると、地下水汚染拡大防止区域になるんですよね。

【名取課長代理】 これが、健康リスクがあるか、ないかというのがその前の入り口の段階でありますので、健康リスクがある場合、周辺地下水のほう、地下水汚染拡大防止区域になるのは健康リスクがない場合を中心にします。

【大塚委員】 そうすると、両方ということもあり得る。両方ということはない。

【名取課長代理】 重ならないのか。

【大塚委員】 健康リスクがありだったら、その要対策区域にしかならない。

【名取課長代理】 そうですね。結果的に、クリア要件、健康リスクだけを対処しただけでは、解除要件といいますか、なくなる要件になりませんがという意味で、変更要件のときにはどちらもクリアする必要が出てくるかと思っています。

【大塚委員】 両方の区域が重なることはないのね、基本的に、健康リスクがあるとなしとで。

【名取課長代理】 今の、すみません、場合分けですと、基本的にはないことになりそ

うです。申しわけありません。ちょっと重複するつもりで検討を最後しておりましたが、最後、ご指摘を踏まえすと、入りの時点で違うので、ないかもしれません。

【大塚委員】 すみません、ちょっと……。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

【大塚委員】 あれですね、関係者にはご理解いただけるようにしていただく必要があるので、よろしくをお願いします。

【名取課長代理】 はい。申しわけございません。こちらで重複することもあるというふうに言っていますけれども、ちょっと再度整理をしたいと思います。

【大塚委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 あり得るかな。最後の24枚目のところで、ここの記述については、どうですかね。今日、十分議論できないかもしれないけど、意見だけちょっと言ってください。

【鈴木委員】 おそらくないんじゃないかと僕も思っているんですけども、それは今整理されたように、健康リスク、まず、この表は土壤汚染がなければいけないんですよね。土壤汚染の調査があって、土壤汚染があった場合にしか地下水調査をしないという。

地下水汚染があってから土壤調査という流れは、今、このスキームに入っていないので、あくまでも前後、この考え方は、土壤汚染が認められたときに、じゃあ、それにプラスして地下水を調査するということと、それから、土対法と同じように、その物質についていわゆる健康リスクがあるかどうか、飲用井戸がその範囲にあるかないかという側面で分けていますので、まず、飲用井戸がある、要するに、要措置区域の要件に当たるところについては、地下水汚染があろうとなかろうと、まずは何か措置しなきゃいけないですよね。そこに地下水汚染があった場合、それに対しても何か与える必要があるかどうかという整理だけだと。

今度は、形質変更時要届出区域になっている状態でも、都条例では、第二溶出量基準、土のほうは第二溶出量基準を超えている、ないしは、第二地下水基準を超えていたら、何か措置をしなければならないと。それがプラスに整理されるところで、それに対して何をやれるかというのがまた先ほどの整理のところに出てくるということになりますので、多分、1枚の表でもう一回ちょっと名前も含めて整理できると思いますので、1回その辺をトライしてみてください、それで整理されたほうがいいのかもかもしれません。

これはこれで名前のつけ方としては多分この2つに整理せざるを得ないのかもかもしれませ

んが、ちょっともう一回それをやっていただければ、いいのだろうと思います。

【大塚委員】　　ちょっと私も思ったんだけど、鈴木委員のおっしゃることを前提にする
と、その地下水基準監視区域というのと第二地下水基準監視区域というのの関係がちょっ
と一見するとよくわからなくなるかなと思うので、今のように整理していただくと、ちょ
っと言葉の使い方も少しひょっとしたら変わってくるかなという気もしますけど。

【矢野課長代理】　重複する場合というのは同じ物質についてはおそらく重複すること
はないと思うんですが、敷地内で複数の物質の汚染があった場合には、その敷地としては
さまざまなパターンが考えられるということは想定しています。

【鈴木委員】　　それはそのとおり。

【細見委員長】　　そういう意味で、重複しているというふうに。

石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】　　ということは、今、鈴木委員が言われましたけど、土壌汚染がなければ、
地下水調査は基本的に普通の住宅とかでやりませんよね。

【鈴木委員】　　というか、法と条例が違うことになっちゃうということですね。今、1
16、117をやっていますけれども、114、115で地下水汚染が出てきたとき、今
の土対法の5条と同じような話はあるかもしれませんが、今ここで整理は、あくまでも土
壌汚染があるか、ないかというところの契機によって、地下水汚染に飛びますので、そう
いう流れの中では、前提は土壌汚染があるということになっていると。

【石崎委員】　　そうすると、この表みたいに併記されちゃっているような状態だと、わ
かりづらい。

【鈴木委員】　　そう、ちょっとわかりにくくなっているね。

【石崎委員】　　わかりづらくなっちゃうということですよ。

【細見委員長】　　それ、確かにちょっとわかりづらい。なかなかこれ1回で理解できる
というのはなかなか至難のわざかもしれないので、おそらく土壌汚染のこのフローを1回
書いていただいて、フローの中で、例えば13に属する場合と、13ページですかね、そ
れと、これがわかりやすいのかな。

【名取課長代理】　　そうですね。ここをシンプルにすれば、これでよかったのかもしれ
ません。ここで地下水汚染があるか、ないか、ここということに分かれられるのかもしれ
ません。

【大塚委員】　　ちょっとさっきから言って、同じことすみませんが、健康リスクあり

の場合に地下水基準監視区域で、なしの場合で第二地下水基準監視区域になるので、その関係がちょっと僕はわかりにくくなるかなという気がすごくする。だから、言葉をちょっと考えていただくといいかなと思うんですけど。

【細見委員長】 ごめんなさい、大塚先生の話では……。

【大塚委員】 もちろん、地下水基準を、第二地下水基準を超えるかというところだけではこの名称でいいんですけど、健康リスクありのほうは地下水基準監視区域で、おそらくさっきの話だと、なしのほうで第二地下水基準監視区域になるので、言葉だけ聞いていると、第二地下水監視基準のほうは非常に……。

【細見委員長】 なるほど、重篤な。

【大塚委員】 大変だ、重篤だということだけが残ってしまうので、ちょっと何か工夫していただけないかなという感じが。基準だけ見ていると、確かにその言葉でいいんですけど、それは多分聞いているほうはどうか。

同じものの中で、第二地下水基準にただ超えている場合だけだというふうに、同等のものの中で違うというふうに受け取るかなという。どっちも地下水の基準のところだけ見て、第二地下水のほうは重いんだということだけを見ちゃうかなというのがちょっと心配だということです。

【名取課長代理】 結果的に見るのはこの第二地下水が地下水になるということですけど、おそらくこのこの前の前提の部分がここから読み取れない。

【大塚委員】 はい。その前提の部分がちょっと消えちゃった形で理解されちゃうかな、誤解されちゃうかなという。

【細見委員長】 必ずこの13枚目と17枚目のスライドの前には、12枚目のこの今上げていただいているこの位置づけを理解しておかないと、多分、13枚目と17枚目だけを見ると、ちょっとその名前とか何かによって、ちょっといろいろ解釈が異なってくるおそれがあるので、ちょっと事務局には大変申しわけないというか、宿題で、何か1枚でこの全体像がわかるような図なりをつくっていただければ、それを見たらわかりやすいのではないかと思うので、ちょっと名取さん、頑張ってください。

【名取課長代理】 はい。検討させていただきます。

【小野委員】 細見先生、おそらく3つ矢印が、上の青い四角から3つ矢印が出ているのが多分難しく、まず、1つ出して、健康リスクあり、なしで分けて……。

【大塚委員】 そうですね。

【小野委員】　そして、一定濃度を超える汚染ありかでもた分けるみたいな。3つ出ていると、突然難しくなってしまうので。

【大塚委員】　そうですね。

【小野委員】　あと、第二地下水基準監視区域というのは、多分、地下水、地下水基準監視区域みたいな、準何とかというのは少し緩目の監視というふうに国のほうで使うことがありまして、そのような表現はあり得るのかなと思いました。

ちょっと余計混乱させてしまったらすみません、準という漢字が続いちゃうんですが、準何とかというふうに、準要措置区域とかあるわけですね。準工業地域とかありますでしょう。その辺かなと。すみません。

【細見委員長】　今、小野委員から貴重なサジェスションがありましたけれども、少なくともこの12枚目の今のスライドで、まず、1つ、3つ同時に出てくると、人間、3つ同時に理解できる人はなかなかいないので、1つのフローでそれぞれの図を描いていただくというのがまず1つと。

それから、名前のつけ方については、大塚委員からもありましたように、第二地下水基準監視区域というのはちょっと重い見方もあり得るので、地下水基準監視区域という、要は健康リスクありよりは少し違うという意味合いがあるかもしれないんですが、これ、ちょっと用語についても、ちょっと事務局でもう一度検討していただいて、次回、最終的に承認かどうかと。

【名取課長代理】　はい。ありがとうございます。非常にセンスが問われるところだと思います。頑張りたいと思います。

【鈴木委員】　1つだけ、じゃあ。

【細見委員長】　1つだけ、じゃあ。

【鈴木委員】　私も1つだけ。

地下水基準、リスクありのほうの地下水基準監視区域というのは、まさに地下水基準を監視しなきゃいけないんで厳しいんですよ。第二地下水基準監視区域というのは、第二地下水基準を見ればいんで緩いんですよ、実はね。

それが逆に第二とあるんで厳しく見えてしまうのと、拡大防止区域からの話なので、基本的には地下水基準を監視する、そのガイドラインとか、どっちも地下水基準を監視しているんだけど、そのレベルが違うんだよというだけなので、地下水基準監視区域の例えば一とか二とかというふうに同じ名称にしてしまったほうが僕は逆にいいのかなと。こ

れも個人的な感想です。思います。あくまでも地下水汚染の拡大防止というのが一番重要なんだよというふうに何かうまく整理したほうがいいのかもしれない。

【細見委員長】　じゃあ、今日は2つご意見、案、1つの案として2つ出ましたので、それも踏まえて、もう一度事務局のほうで整理をしていただくということにしたいと思います。

【名取課長代理】　ありがとうございます。

【丹野課長】　貴重なご意見、ありがとうございます。今の鈴木委員のご意見は、実はそれもありがたなと思っておりますので、そちらも踏まえて、皆様からのご意見を踏まえて、もう一度検討し、次回にまた再度お示ししたいと思います。

【細見委員長】　もうこの資料4全体で今、議論していますので、ほかにお気づきの点とか質問があれば、お願いします。じゃあ、鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】　最後のモニタリングにもかかわるところなんですけれども、実際にこの対策をしていくイメージを考えたときに、その土壤汚染対策とは多分ある程度期限を決めた有期で行けると思うんですが、やっぱり地下水汚染はかなり広範に行く場合もありますので、地下水汚染対策と土壤汚染対策を同時に一遍に、範囲も違いますしね、できるかどうかという話が1つあると思います。

それから、土壤汚染対策として汚染源を対策してしまえば、その後、第二地下水基準を、たとえ最初、今、最初の状態を超えていたとしても、時間的には濃度が下がっていくはずですよ。ですから、そういう組み合わせも、要するに、地下水汚染を後からその対策が効果を見るという考え方もできないわけじゃないと思いますので、今回、土壤汚染対策と地下水汚染対策をセットで考えるということであれば、少しその組み合わせも考慮して、その最後のモニタリングのイメージをつくったほうがいいのかなというふうに思います。

今申し上げた方法って、実はMonitored Natural Attenuation、MNAと言われている方法、要するに、汚染源だけ対策してしまって、あと、モニタリングで地下水汚染は低減していくのを確認すればいいという考え方もありますので、そこら辺も含めて、東京都さん、後で出てくると思いますが、GR、SRという話もありますので、そこを少し考慮したものもあるんだよという整理があるといいのかなというふうに思います。

そうすると、その第二地下水基準を敷地境界というか調査境界で、対象地境界で超えているときに、どういうときだったらいいのか、今、ほんとうの敷地内のところで超えてない場合もあり得るわけですよ。ほんとうの敷地で超えてない場合は可能かもしれません

し、ほんとうの敷地で超えていても、飲用井戸がないので、低減すればいいというふうに考えるのか、そこら辺もちょっと整理が必要かもしれません。

【細見委員長】 ありがとうございます。モニタリングの、できるだけ柔軟なモニタリングをすべきではないかというご意見だと思います。

例えば、22枚目のスライドで、期間、確かに土壌汚染の場合と地下水汚染の場合の継続性という、持続性というんでしょうかね、影響がどれだけ持続するかということに関しては、今おっしゃられたとおり、地下水のほうが圧倒的に長い可能性があります。

そういう意味で、この辺の頻度とか期間とかという、一定期間というのを、これは、今日、決めてしまうんですかね。案でいいですか。

【名取課長代理】 可能な範囲でご意見をいただきたいと思います。

【細見委員長】 可能な範囲で意見をいただきたいということです。

【石崎委員】 いいですか。

【細見委員長】 はい。

【石崎委員】 先ほども鈴木先生が言われているように、もとを絶たないと、ずっとモニタリングしていても、永遠にモニタリングしていなきゃならないわけで、やっぱりこの地下水のモニタリングとその土壌の汚染のこの改良というんですか、それはやっぱりセットで考えないと、期間、回数を云々の以前の前に、やはりそのセットものと考えのかどうかという部分をはっきりさせないと、長くモニタリングしていたら、じゃあ、その物質はいつの間にかどこかに行くものなのか、ずっとあるものなのか、しかも、汚染されている高濃度の土壌があれば、必ず地下水にどんどん溶け込んでいくという考え方をすれば、やっぱりセットで考えることも必要なのではないかなと。だから、その辺もちょっと考慮して考えていただけると、と思うんですけど。

【名取課長代理】 よろしいでしょうか。鈴木委員ご指摘いただいたMNRでしたっけ……。

【鈴木委員】 MNA。

【細見委員長】 MNA。

【名取課長代理】 MNAですね、失礼しました、MNAについては、措置の期限をどういうふうに考えるかなというふうに考えております。期限を定めることは想定していませんけれども、そういうMNAを目指すような場合に、計画というのも許容できるのではないかということは検討したいなというふうに思います。

石崎委員が言われたとおりでして、土壌も地下水も、管理要件として上げられているものについてはクリアしないことには完了しませんので、基本的にはセットで対策することになっていくんだろうなというふうには思っております。

【細見委員長】 ちょっとぶり返して申しわけないんですが、22ページのこの期間とか頻度の例、今日、意見を聞きたいということですが、対策の原因のところを対策したかどうかによってまた違ってくるよというのが今の一致する……。

【名取課長代理】 こちらは基本的には基準に適合していることをどれぐらいの期間、確認するかということになりますので、適合してからどれぐらいかなということ。

【細見委員長】 はい。すみません。

今の趣旨で、適合した後でどのぐらいかと。

【鈴木委員】 おそらくa、bはそういう話ですよ。その下のc、d、特にdのところでモニタリングというのをどういうふうに位置づけるかだと思うんですけども、今、多分、無期限を考えているということは、ある意味、ほとんど何もしないモニタリングということになると思うんですが。

第二地下水基準のみを超えている状態、要するに、土壌汚染のリスクは、健康被害のリスクはなくなっているということ、土壌を除去したということで、法と同じように考えるならば、第二地下水基準は残っているというのが多分dのイメージになってしまう、dの一つのイメージになると思うんですが、そのとき、それでもいいのか。じゃあ、そのとき、どういうふうにやるんだという流れの一つになるのかなと思います。

【細見委員長】 その場合は、国の場合は終了要件も何もないですね。

【鈴木委員】 ないんです。ですから、今回、地下水なので、だから、終了要件をつくらなきゃいけないと思っています。

【名取課長代理】 すみません、こちらの周辺地下水汚染拡大防止に係る措置自体が条例独自の部分ですので、ここだけは条例独自に定めなければいけない部分になっています。

【細見委員長】 そうだとすると、どうですか。年で区切れる？

【鈴木委員】 やっぱり地下水汚染対策を年で区切るのはかなり僕は難しいのかなと思います。確かにやり方としてできるものもあると思います。ただ、地下水保全という考え方というのは、やっぱり地下水がある帯水層を僕は壊してはいけないと思うので、やっぱり帯水層があって水をきれいにしあげると、帯水層は残すという概念からすれば、やはりある程度の時間は必要かと。

そのときに、敷地外というか隣地の問題はちょっとあるんですけども、基本的には汚染が出なくなっていく、将来的にはちゃんと汚染がなくなる方向にあるということはどうやって担保していくのかというのがあれば、それは一つの僕は対策として考えてもいいのかなとは思っています。

ですから、そうすると、やはり先ほどの敷地境界、汚染源がなくなって、あと、敷地境界なり内部でその汚染の濃度をモニタリングしていくという手もあるのかなとは思っているんですけど、時間をかけて、ある一定、それが低減が確認できるまでということですか。

【細見委員長】 低減が確認できるというのは。

【鈴木委員】 汚染源がなくなれば、今、第二地下水基準を超えている状態のものが、多分、時間がたつとだんだん濃度が下がっていくわけですね。その下がりをきちんと確認するということがあればいいと、一つの考え方としてはあるんじゃないかと。

ただ、それがまだ第二地下水基準の状態にいるときに、そこでも下がる傾向があればいいのか、第二地下水基準を適合するまでやらなきゃいけないのかというのはこれは議論のところだと思います。

【細見委員長】 第二地下水基準を適合できるまで、かなり。

【鈴木委員】 それも基本的に……。

【細見委員長】 それも急にはやっぱりしないといけないかもしれないと思いますが。だから、何年と区切るよりは、そこまで確認すると。

【名取課長代理】 こちらで表で示しているのは、dのパターンは、特段対策をする、しないということは想定してなくて、この期間、継続して汚染が、地下水汚染が出ない、この場合、第二地下水基準超過が出ないことが確認できれば、移行してもいいんじゃないかという考え方になります。

対策を実施した場合というのは、こちらに、aのパターンになるというふうに思っております。

【石崎委員】 いいですか。

【細見委員長】 石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 結果的ですけど、第二地下水基準、これも水濁法の下水道の排出基準とかと同じなんで、相当厳しい数値ですから、やっぱり原因をまず取らないことには、この数値、要するに、第二地下水基準にはならないだろうと、扱っている我々からすると、正直言って、そう感じてしまうんですよね。

だから、そうなる、やっぱり委員長が言われるように、期間を区切るというよりも、逆に言ったら、もうこの数値以下になるまでモニタリングするというほうが自然なのかな、みたいな感じもするんですけど。

【名取課長代理】 もう一度説明させていただくと、我々が今ご提案しているのは、適合してからどれぐらい確認するかということをご提案している。第二地下水基準に適合するのを2年間確認するということですので、必ず第二地下水基準より低下してからの期間の話をしております。

または、もう一つの方法は、このdのパターンの場合は、そもそも第二地下水基準を敷地で超えていない状態、この状態をずっと何年か、永遠に監視するのではなくて、何年間か連続して確認できれば、監視をしない区域にしてもいいんじゃないかという議論をしているところです。

ですので、敷地境界で第二地下水基準に適合することはこの時点でもう前提条件になっています。その上で、何年間か対策した上で、2年間で終了するか、対策せずに何年間か、5年とか10年とかで変えるかというところの長さをご議論いただきたい部分です。

【細見委員長】 いや、ちょっと22ページのやつはどうなっていますか。その話ではなくて？

【名取課長代理】 これのこの話、これは18枚目のスライドのBのパターンを想定して。

こちらが調査時の地下水の汚染状態です。それから、その後、地下敷地境界での話がここには書いて、対象地境界での話がこの表には載ってない。対象地境界は汚染がないことが前提になっています。その対象地境界で汚染がないことを、このa、b、c、dの頻度で期間を、努力する期間と頻度を変えられるんじゃないかということを想定しているんですね。

【細見委員長】 どうでしょう。いかがでしょうか。

じゃあ、ここについて、今のこの22ページでいうと、今、想定頻度と期間が例として示されていますが。

【石崎委員】 じゃあ、はい。

【細見委員長】 はい。

【石崎委員】 ということは、この基準を満たしてからの期間をどのくらいにするかということですよ。

【名取課長代理】　　そういうことです。はい。

【石崎委員】　　ということは、例えば工場とかの跡地の利用の促進を考えるのであれば、もちろん短いほうがいいですし、でも、じゃあ、絶対安全だということまでであれば、じゃあ、それは一体どのくらいが妥当なのかというのはどうなんですか。鈴木委員、どうなんですか。

【鈴木委員】　　今、法律的なところは基本はやっぱり2年間ということに、基準以下だったら2年間、要するに、そのぐらいの周期の雨が、雨の影響を受けても大丈夫だったら、いいだろうというのがありますから、多分、これもそれで2年間というのを基本にしているんだろうと思います。ですが、それでいいと思います。

　　c、dの話というのは、ある意味、dというのは基準以下だけれども、まだおそれが残っている状態ということですね、そうしたら、これは。

【名取課長代理】　　対象地境界では第二地下水基準をクリアしていますが、その敷地の中では第二地下水基準を超えている汚染がある状態ということです。

【鈴木委員】　　そういうことですね。ですから……。

【名取課長代理】　　ですので、移動してきたら、いつかは出てくるかもしれない。

【鈴木委員】　　可能性があるよということですね。わかりました。失礼しました。

　　そういう意味では、このバランスとしては、これは一つの案としておかしくはないのかなと思います。ですから、ここに至るところまでの話でしたね、先ほど私が申し上げたのは。失礼しました。だけど、それはまた別途検討しなきゃいけないと。

【細見委員長】　　dのような場合は無期限ということでしょうね。

【鈴木委員】　　まだおそれが敷地内にあるということですから……。

【細見委員長】　　あるんですよ。

【鈴木委員】　　今、要措置区域で地下水汚染がないというのが、土対法だと、要措置区域になって、なるけれども、要するに汚染はあるけれども、到達距離の中に飲用井戸はあるけれども、地下水汚染が敷地境界でなければ、ずっとモニタリングしなければならないという概念と同じような話ですね、この整理は、dのパターンで。ですから、それはあり得るのかなと。

【名取課長代理】　　こちらが法律、土対法と基本的には同じ、健康被害防止のところは土対法と基本的に同じ要件を定めています。

　　今は、そこのモニタリング、現行法ですとモニタリングに期限がないので、永遠にやら

なければならないですけれども、今度の改正でここに一定の条件づけで期限が設けられるということを検討していると聞いています。ですので、ここのこのbの部分が新たに、法としても新たに加わる部分になります。条例も同じような考え方をこちらで導入したいと。これは健康被害防止に係る措置ですので、法と全く同じ要件に基本的にはしたいというふうに考えています。

これを、この同じ考え方をこちらでもとり得るかというのがこちらの18枚目のスライドになります。基準が地下水基準ではなくて、第二地下水基準になるということの違いがございます。

【細見委員長】 おそらくa、bのほうは皆さん、合意していただけると思うんですが、c、dがちょっとよく、どうでしょうか。はい。

【丹野課長】 小林委員のご意見です。c、dのモニタリングについて、cやdのケースのモニタリング終了の時期は設けないこともあり得るのではないかと。ただ、どこで割り切るかというところで、もし終了の期限を設ける場合は、要件が必要であると。例えば汚染のあった周縁部で監視し、濃度のトレンドを見て、汚染拡散のおそれがない場合に終了とすることなどが考えられるというご意見ですね。

【細見委員長】 いかがでしょうか、今の小林委員の。何となく現実的な対応かなと。

【石崎委員】 もう一度……。

【細見委員長】 もう一度、じゃあ、説明していただける？

【丹野課長】 期限を設けないこともあり得るけれども、もし終了の期限を設ける場合は、その要件としましては、例えば、汚染のあった周縁部で監視し、濃度のトレンド、傾向などを見て、汚染拡散のおそれがない場合に終了とすることが考えられる。ある程度濃度が下がりつつあるとか、そういったところまで確認をして、それがいないというふうに判断した場合に終了とするということですね。

ある程度予測というか、そういったものも入ってくるのかもしれない。

【細見委員長】 トrendを1年で見るのか、2年ぐらい必要なのかというのはあるのかもしれないけど、おおよそトレンドで2年続ければ、おそらく、どうかな、ちょっとこれも何とも言えませんが、目安としてその程度を考えて、トレンドを判断するというのも一つの解かと。

基本的には、期限を設けるのはなかなか難しい、明確に。

はい。

【鈴木委員】 もう一回確認ですけれども、cとdの違いというのは、あくまでも敷地内、敷地内というか、今、対象地境界の中、要するに、調査をしている中では、第二地下水基準を超過している部分がまだ残っているよと。その水位のほうは、でも、土壌溶出量としては第二溶出量基準を超えるものはないよと。下は土壌溶出量としては第二溶出量基準を超えるものがあるよということで、第二地下水基準を超える地下水はまだその対象地の中には残っていると。ただ、敷地境界ではないときに、それが出てくるリスクがあるから、無期限にしようか、しないかという話だけです。

ですから、その整理はそれでよくて、あと、だから、短くするならばというのが、先ほど小林先生が言われたような話はあるんだろうと思います。

あと、aとbは、どちらかというと、もう基準適合しているか、第二地下水基準以下の話ですので、きちんとそれを確認した後、土地の使い方の話で、抜けられるか、抜けられないかは、4回やるか、1回で次の段階に行くかという整理だという、おおまかに言えば、そういう理解でよろしいですね。

【細見委員長】 今、鈴木委員に整理していただきましたけれども、dについては、敷地境界のところはまだ、今、セーフだけれども、内部に第二の地下水基準をオーバーしていると、かつ、溶出量基準もオーバーしているという状態なので、基本的にはおそれが多いので、無期限かもしれない。

ただ、一定の要件、例えば小林委員が言われたような周縁部で監視してトレンドを見て判断をすることもあり得るという、ちゃんと調査をして、監視をして、その傾向から、クリアということもあり得るという整理にしたいと思います。

ちょっとその一定の要件ということに関しては、もう一度ちょっと通知等でどうのがあるかというのを少し例を示しておけば、わかりやすいのかなというふうに思います。

基本的には、第二溶出量の超えている土壌があり、かつ、第二地下水基準も超過しているという中で、基本的には無期限だということだと、おそれがあるということです。

【丹野課長】 委員長、基本的に、この地下水の水質の測定の頻度と期間につきまして、指針事項というふうにこちらでは考えておまして、今回ではほぼ指針事項のご検討は終わりたいと思っておりましたが、次回にもう一度整理いたしまして、事務局のほうからご提示させていただきますので、またそこでご検討というかご確認いただければと思います。今いただいたご意見等も踏まえまして、再度、次回、ご提示したいと思います。

あと、具体的な運用等のところにつきましては、施行通知に記載していきたいと思っておりますので、まだそちらは若干、時間的な余裕があると思います。こちらの点につきましては、指針事項でございますが、次回にも持込みをさせていただければと思います。

【細見委員長】 今、丹野課長から整理していただきましたけれども、これについては、指針事項で、かつ、次回、最終的に決めたいということで整理をさせていただけると。今日いただいたご意見をもとに、もう一度、指針事項を提案していただくことにしましょう。

今日はこの議題についてはこれで終わりにしたいと思います。

引き続き、議題のカ、指針事項2で対策②の施工時の基準と自然由来等基準不適合土壤について、資料5について、ご説明をお願いいたします。

【矢野課長代理】 残り、すみません、ほぼ終了時間に差しかかってございますが、ちょっと今回、資料7まで一通り、ある程度ちょっと決めたいことがございますので、説明のほう、少々急がせていただきます。

今の資料5につきましては、いわゆる汚染の拡散防止ということで、土地の改変時の拡散防止という内容になります。こちらの施工の基準については指針で規定するという整理になってございます。

また、1つ、搬出時の拡散防止という観点で、自然由来不適合、基準不適合土壤の取り扱いということで、こちらは前回検討委員会で議論する予定が今回に流れていたという内容になります。

改めまして、措置事項としては、汚染拡散防止、いわゆる改変時の拡散防止としての施行の基準、環境保全対策、それから、土壤の搬出、搬出先の処理の方法、それから、下、そちらが自然由来に関する条例独自の考え方を示していることになります。

すみません、ちょっと指針の構成は飛ばしまして、汚染地の改変行為というのは、法の12条及び16条を提出する行為ということで整理してございます。この際に行われるいわゆる施行の基準ですが、条例には施行の基準に当たる内容が現在ないという状況でございます。これは方向性としては法の施行の基準に準じるということを原則とします。こちらによって、ようやく施行に伴う地下水汚染の拡散も防止できるというところから、取り入れるという考え方です。

方向性としては、基本的に法の方法によりまして、これによりがたい場合については具体的に計画に記載すると。それから、同一敷地内の汚染土壤の移動につきましても、これ

も方法について具体的に計画に記載するという事で考えております。

また、環境保全対策につきましては、現在、指針の中でアからオまでのような内容について対策を講じることとしておまして、こちらにつきましては、グリーン・レメディエーションの観点からも、項目を追加して、当該土地で実施可能な環境保全対策について積極的に実施するという原則を考えております。追加検討項目としては、現在、GRの項目として、こういった内容が検討されているというふうに聞いておりますので、このあたり、もう少しGRのほうの検討状況を見ながら、取り入れていきたいと思っております。

また、搬出先での処理の方法ですが、現行の指針については、法の規定を参考としつつ、遵守を必須とする事項に絞って、指針に記載しているというところでございます。

法の処理施設への搬出を必ず義務づけているわけでもないというところがございます。

こちらにつきましては、法も、汚染土壌処理業という制度ができてから、ある程度の年数がたちまして、十分な処理施設の確保がもうできていると考えますので、こちらにつきましては、主に処理の部分ですが、法の許可施設に出すということを決めたいと思っております。

それから、搬出時の運搬基準ですとか管理票についても、法のを参考、法の規定に準じまして、これによりがたい場合については内容を計画的に具体的に記載するという整理にしたいと考えております。

続きまして、自然由来のあたりがちょっと都独自の考え方ですので、少し説明を加えます。

今回の目標としては、この自然由来につきまして、法の自然由来特例区域相当、及び、埋立地特例区域相当のところは条例上も自然由来等ということで整理する予定でございます。こちらにつきましては、搬出に伴って、基準不適合土壌が拡散しないことが目標ですので、具体的な目標としては、適切な管理が行われるということで、適切な管理がなされる土地等への搬出を可能としたいと考えているところではございます。

法のほうが、法の枠内での管理されている場所への搬出のみが可能であるというようなところですが、条例については、このトレーサビリティの担保というところで、このあたりを確保したいと思っております。

まず、基準不適合土壌であることの、自然由来であることの判断の方法としては、基本的には既往調査結果の活用ということで、土壌試料の採取は必須とせずに、地歴調査上、そういったことが判明しているものにつきまして、総合的に検討して判断すると。ただ、

この一般的知見というのは、法のガイドラインですとか、そういったところのものが大いに参考になるというふうに考えております。

地歴調査で超えているというものについて、改めて試料を採取して確認することは特に要しないと。ただし、法の特例調査の結果については条例上も報告できるという整理を考えてございます。

その上で、搬出に当たりまして、搬出先の管理が適切であることの確認という観点から、搬出先を定めたいと考えております。搬出の方法は運搬基準と。搬出先につきましては、法の自然由来、基準不適合土壌の搬出が可能な施設、当然、汚染土壌処理施設も含まれますし、法が今回基準を緩和した処理施設というのも含まれると思います。そのほか、同一地層下、同一埋め立て契機の土地間で、先方の受入れ先の土地がこれを適切に管理していると認められる場合と。これはちょっと法と類似の同一特例区域間の移動ということを対象としたものです。

あと、もう一つ、条例独自としまして、汚染の拡散につながらないことが確実に担保できると、これを確認できる場合に限りまして、汚染土壌等の受け入れ基準を有する機関で、その基準適合が確認された場合ということで、こちらの担保の方法につきましては、こちら、次回、通知事項として整理したいと考えております。

これらの受け入れ土壌の先方での管理の方法ですとか、そういった部分が搬出元である改変者の汚染拡散防止計画書に詳しく書かれること、それから、この結果につきましては都度記録を作成して、完了届け出の際に提出するという考え方を持っております。

まず、この届け出が必要な行為としましては、自然由来の土壌につきましては、改変行為だけでは対象としないで、敷地外に搬出される場合だけがこの拡散防止計画の提出の対象になると考えております。

また、拡散防止の際に作成する汚染拡散防止計画書の記載事項としては、この搬出にかかわるような部分をより基本的に記載を必要としますし、また、処理するものというところについて、管理するものというものを加えるような読みかえも検討してございます。

それから、ただ、一番下のこの汚染土壌を適切に管理できることを証する書類ということで、今のところ、最後のスライドでイメージをつくってございますが、例えば先方が受け入れた土壌をどのように利用しているのか。これは有効活用されることが大前提でして、悪質な業者に利用されること、あるいは、トレーサビリティがとれないような利用の方法であるということはいま断固避けたいというふうに考えておりますので、このあたり、通

知事項としてももう少し整理したいと思っております。

また、同一地層間の場合であっても、先方の受け入れた土地がこの土壌をどのように活用していくのかというところが重要かと思っております。

これらは計画書に添付する書類として考えておまして、そのほか、提出の際に、上の内容が正規のものであるかどうかを確認するための提示を求める資料というものも各種必要ではないかと考えております。

ちょっと説明が駆け足になりましたが、以上です。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

ちょっともう時間を過ぎておまして、ほんとうに会の運営に支障があるということをおわび申し上げます。

その上で、前回、この自然由来等の不適合土壌に関する説明がなされなかった、時間がなくてできなくて、本日、ちょっと駆け足でしていただきましたけれども、一番議論すべき点は、幾つかあるかと思えますけれども、この搬出時の問題だとかというのを、トレーサビリティの担保を確認した上で、有効利用という観点で、自然由来の不適合土壌についての処分も、処分というか利用も考えたいということだと思えます。

これ、全体を通して、何かご意見とかご質問はございますでしょうか。

ちょっと時間が限られているので、もし今、この資料5で疑問点とか意見、ご意見ございましたら、もうこれもちょっと10月末までお受けすることにして、事務局のほうにコメント、あるいは、質問、ご意見、お願いしたいと思えます。10月末までに、今の資料5の内容について、意見をお願いしたいと思えます。また、質問に関しては、随時、それまで受け付けていただいて、質問のある方はまたその間にさせていただきたいというふうに思えます。

基本的に、今聞いた、伺った限りでは、通常の人為的な汚染由来に関しては法の趣旨というか内容に沿った形で進めると。自然由来も、その上で、かつ、専ら自然由来の場合には、トレーサビリティを確保した上で、有効利用も含めて考えるという考え方だと思えます。

今、特に質問がなければ、あともう一つだけ、議題として、キの部分がございますので、それも説明を受けた上で、次回までに、あるいは、10月末までにご意見をお願いしたいと思います。

それでは、資料7について、ご説明をお願いしたいと思います。

【矢野課長代理】 では、引き続きまして、まず、資料7に入る前に、資料6の説明をいたします。

こちら、資料6につきましては、改正条例の施行通知事項の素案ということで、項目だけ上げてございます。基本的に、都から事務を移譲している区市への通知という位置づけではございますが、移譲範囲に、事務の範囲に限らず、全般の改正内容の考え方を説明する資料として、こういったものを準備して、ホームページ等で公表するというようなことを考えてございます。

この通知事項の中で、今日、特に資料7で取り上げたいのは、こちら、資料6でいうところの2の土壤汚染の除去等の措置に係る命令等の中で、(3)のイの(ア)ですね。対象とする飲用井戸等と、それから、あとは、飲用井戸情報の提供ということで、こちらはちょっと別の場所にはなりますが、関連して、飲用井戸事項を2つほどご説明したいと思っております。

調査に、措置に係る命令の流れとして、この健康リスクの有無ということの判定が必要になってきますので、そもそものもととなる飲用リスクの判断ということで、これが通知で具体的に記載する事項ということで、飲用井戸の事項を取り上げるということになります。

こちらについて、パブコメで飲用井戸の定義についての質問意見が多数寄せられたという経緯がございます。あと、また、飲用井戸の提供に関する意見というものも多数寄せられているところです。この2つを今回の検討課題といたします。また、関連して、都と環境局のほうで把握している飲用井戸情報を今後も利用していくための区市との情報共有というところがございます。

本資料の検討課題は2つ、都が対象とする飲用井戸、都が土壤汚染対策制度で対象とする飲用井戸の考え方、それから、井戸情報の提供が求められると想定される場面ごとの考え方の整理、その2つを上げさせていただきます。

1つ目の健康リスクに係る措置の要否に判断に用いる飲用井戸の定義でございますが、現状ですが、土対法、水濁法の施行通知に、この飲用井戸というものが、どのような利用形態のものか、どのような利用頻度のものかということについての明確な定義はないという状況と認識しております。

中環審の第一次答申につきましては、飲用井戸について、頻度が低いことや、浄水処理の有無等、こういったものにはならず、地下水が人の飲用利用に供されている場合には、

把握する飲用井戸等と考えるべきということがあります。

ただ、この飲用という行為の範囲につきまして、調べた範囲であまり明確な定義がないというところでして、水道法上の水質基準というのはさまざまな生活の用途に差し支えない水質ということで基準を定めているんですが、では、その飲用といわゆる口から飲むような行為以外に、どのような経路で口からその水が入り得るのかみたいなところについて細かく摂取経路や摂取量を定義することは、設備、十分な安全な基準として整理しているという状況かと認識しております。

また、我々東京都の保健所が想定している飲用井戸というものにつきましては、意図的に口に含むような利用形態であれば、あらゆる利用形態の井戸が該当し得るということでございました。

これに対しまして、私ども環境局のほうが、現在、要措置区域に指定する際には、かつて我々が実施した調査時に飲用と回答した井戸に対して、現況も飲用しているかどうか確認するという運用をしております。

当時の調査というのが、このような項目について複数回答可で選んでいただいているという内容になります。この飲用井戸情報を条例上も利用していくために、これら区市にも同じ情報を提供させていただく予定でございます。

現況の飲用井戸利用状況はやはり把握しておくべきということで、フォローアップ調査、今回回答いただいた中で、飲用に近いような利用方法も含めておりまして、回答があったところにつきましては、現況を把握するという意味でのフォローアップ調査を実施する予定でございます。改めて、我々が飲用として対象とするような使い方はどういうものなのかということを確認しておく必要が生じているという状況です。

まず、1つ目、保健所の考え方と我々土壤汚染対策制度が考えるべき「飲用井戸」というのは同じ考え方でよいのかという論点です。

1つは、やはり保健所としましては、健康関連項目として、年1回必ず検査すべき項目というのはいわゆる細菌類、それから、水道水の性状というところで、有害物質類につきましては、その他周辺の状況から、検査を行う必要があればやると。あるいは、そうでなければ、使用開始時に全項目やりましょうということで、常時監視するという対象とは特に捉えていないということになります。

それに対しまして、土壤汚染対策制度は、特定有害物質26物質を対象としているということです。こちらはやややはりリスクとしての考え方が違うのではないかとということが

下の i、ii でございます。やはり土壤汚染としては、一生涯の継続的な利用による毒性や、一定量のまとまった摂取による急性毒性ということが対象ではないかと考えているところです。

そのようなことを考えた際に、どのような用途の井戸を、汚染対策制度において、いわゆるこの井戸があれば土壤汚染の対策を命じる対象とするかと、保護すべきかということで、今回、通知事項として考えている文章としましては、この意図的に水分として摂取することと。これは調理の過程で、例えばみそ汁の水分ですとか、そういったような、あと、煮炊きでその煮物に含まれる水分、そういった部分も含めました、調理の過程で食品に含まれるものも含んだ水分としての摂取を飲用と捉えて、この目的のために日常的に利用する井戸を対象としたいと考えております。

このあたりの整理としては、やはりごく微量の摂取という部分については健康影響がないと。有害物質による健康影響としてはないと考えまして、非意図的に口に入るおそれのある行為や、意図的に口に水を含むことがあったとしても、水分として摂取することを目的としない行為、あるいは、日常的でない利用については対象としない。

それから、非常災害時の飲用につきましては、地域防災計画上の災害用井戸として飲用がすることが計画に明記されている井戸につきましては、これは不特定多数の方が利用するという井戸ですので、これは当然、保護の対象とするべきですが、それ以外につきましては、基本的には非常災害時のみの飲用ということで対象としないと考えております。

ただ、こういった形で日常的に井戸水を摂取している場合につきましては、1日2リットルというような量の制限を考えるべきではなく、もうそれは量にかかわらず対象とするという整理で考えております。

続きまして、飲用井戸情報の提供でございますが、飲用井戸情報というのは個人情報であるということで慎重な取り扱いを要しますが、対策の検討に必要だとして、井戸情報の提供を求められる場面というものが想定されております。

課題として、改正後の条例で、法と同様の情報の適切な提供までも含めた努力義務が定められますと。この条例の規定に基づいて、こういった情報をどのようなニーズ、どのような方法があつてどのような内容で提供すべきかというところを整理しようと思っております。

主に大きく2つのニーズを考えておりまして、今後、法で目標土壌濃度というような考え方が出てまいりますので、これを計算する際には、対象となる飲用井戸の位置情報が必

要になると。ただ、これは新しく規定される制度でして、どのような形になるのか、まだ我々としても事例がありませんと。また、個別の井戸の所在地というのは開示不可能な情報ということで、それは変わらないと考えております。

そのほか、対策の要、不要を把握するために、自分の事業所の近辺や改変対象地の近辺に井戸がありますかというようなご質問というのも多々想定されます。こちらにつきましては、状況として、あまりどの物質が汚染があるのかというようなことがわかった状況ではありませんですし、対象となるような井戸が複数ある場合に、それぞれの飲用の有無が現況どうかということ把握するということは無理だというふうにちょっと考えているところではあります。

そのようなことを考えた上で、通知事項として今考えておりますのが、1つ目の対策の策定に必要な情報として、義務者から請求されるような場合ということですが、こちらにつきましては、法の新しい考え方ですので、これはちょっと法の施行通知の書きぶりを待ちながら考えたいと思っております。

ただ、やはり個別の所在地や地番は開示できないので、そういったものが個人が特定できない形の情報としないと、提供は難しい。それが個人が特定できない形となれば、提供は可能ではないかと考えているところではあります。

また、周辺に飲用井戸があるかどうかの情報につきましては、町丁目単位での地下水利用情報に係る情報の有無という程度の情報であれば特定ができないということで、これは提供可能な情報として考えられるのではないかと。ただ、この情報で全て対策の有無、要否が確定するものではないということは留意が必要かと考えております。

現状整理として、ご報告すべき事項は以上です。

【細見委員長】 ありがとうございます。

飲用井戸の定義だとか、どうやって情報提供、どんな情報が提供できるかというところの案でございます。何かご意見とか。石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 1点だけ、スライドのナンバー7のところで、「都保健所が年1回検査すべきとしている項目」というのは、これは所有者がやっている、検査しているんですか。

【矢野課長代理】 申しわけございません。もう一度、ご質問をお願いできますか。

【石崎委員】 「都保健所が年1回検査すべきとしている項目」、これは所有者がやらなければいけないものなのか、飲用井戸としてもし登録していても、これをもしその所有者がやっていないとすると、果たしてそれが飲用に適しているかどうか分からない中で、

ただ、しかも、この項目を全部分析することになると、年1回だと結構な金額するのかなと思うんですけど。

【矢野課長代理】 飲用井戸の、そもそも地下水の飲用利用自体、自己所有の飲用井戸については全て自己責任ということで、その飲用につきまして禁止するような法令もなく、飲用について、安全な飲用をするための指導として、都の保健所が任意で行っている制度ということになります。

これは法令上、こういう制度を設けて指導しなくてはいけないということではなくて、東京都の保健所がこのようなものを示して、飲用指導を行っているという部分になります。ですので、義務というわけではなく、こういった検査を行うとここで安全が担保できますよという助言になります。

こちらは保健所が調査するものではなくて、みずから井戸を持っている者がやることとなっております。

【細見委員長】 ちょっとその辺が明確に、ちょっと付記していただいたほうが、ただ、このままの文章だと、1回、年に1回検査すべきというちょっと強い、ねばならないというような意味合いもあるかもしれませんので、今のような趣旨が理解できるといいのかなと思いますが、石崎委員はどうでしょうか。

【石崎委員】 その辺をやはりはっきりさせていただかないと、やはりこの辺の飲用井戸という定義自体が、自分で飲用井戸だと言い張ってきても、全く検査も何もしてなく、状況であれば、それが果たして飲用井戸と言えるのかどうかというところもまず根本的に見直していただかないといけないんじゃないかなというふうには思うんですけど。

飲用に適してないのに飲用井戸だと言われても、そのためにやっぱり万が一、土壌汚染、地下水汚染があったときのいろいろな対策を打つ上でも、やはり過剰な対策をとらなければいけないということが出てくるのではないかなというふうには思うんですけど、ですから、その辺、ちょっとはっきりさせていただきたいんです。

【矢野課長代理】 まず、前提としまして、こちら、東京都保健所の要項ですので、特別区につきましては特別区保健所がございまして、東京都保健所とは全く別の考え方、体制でございます。こちらにつきましては、こういった指導の要項というものも特に設けてない区が大半というふう聞いております。

【細見委員長】 大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 さっきの説明のように、結局、最終的には自己責任で飲んでいるので、

別にこの検査をしていなくても、飲用井戸にはなるという整理を少なくとも法のほうはやっていると思うので、多分、条例もそういう整理ではあると思うんですけど、実際飲んでいるかどうか、だから、結構重要かなということかなと思います。

【細見委員長】 小野委員、どうぞ。

【小野委員】 実際に飲んでいるかどうかというのは非常に重要な整理であると思いません。

そして、スライド7に書かれていますが、保健所のその健康に関連する項目と本確保条例の土壤汚染対策制度が対象としている項目が少し性質が違うという事務局の整理に私も賛成で、特定有害物質26物質というのはどのような場合に有害影響が出るかということなんですけど、一生涯の継続的な飲用による毒性というところが、そこを防ぎたいということで、溶出量基準、何だっけ、地下水基準、第二地下水基準もその援用で決まっているものですので、このこちらの考え方は非常に妥当ではないかと思えます。

先ほどの大塚委員のご発言で、どのぐらい飲まれているかということキーワードに整理されるのがよいかと思えます。繰り返しになりますが、一生涯の継続的な飲用ですね。具体的に言うと、2リットル、毎日2リットル70年ということで、有害影響が出ないように基準が決まっているわけでありまして、それに該当するかどうかの視点で整理をいただくのが多分一番シンプルかなと思えます。

以上です。

【細見委員長】 その見方で見ると、今日の事務局案というのはいかがですか、小野委員は。

【小野委員】 ちょっと事務局案がどのような提案をしているか、少しこれだけで見づらい部分はあるんですが、日常的に利用する井戸というふうな表現になっていまして、日常的にない利用についてはとあるのですが、そこら辺をちょっと明確にすれば、日常的に利用する井戸を対象とするという事務局の素案には賛成でございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

【丹野課長】 基本的にスライドの8のところ……。

【小野委員】 すみません、8の下ですね。

【丹野課長】 そうです。そうです。

【小野委員】 下というか、通知事項素案ですね。

【丹野課長】 はい。意図的に水分として摂取するということと、あと、さらに日常的

に利用する井戸でございます。

【小野委員】 すみません、そうです。意図的に水分として、体の中に水を入れ、かつ、それが頻度が……。

【丹野課長】 日常的であると。

【小野委員】 はい。常識的に考えて日常的にというところで、そちらについては合意いたします。

【丹野課長】 一応、その下の枠の i から v までのところが、その解釈というか、詳細の部分ということで、ご意見をいただきたいところでもございます。

【小野委員】 私はこの四角囲みのところに記述については賛成の立場です。

【細見委員長】 ①から——、①じゃない、ローマ数字で i から v までのその飲用井戸の定義、事務局案でございますけれども、小野委員は承諾していただいたということですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

【矢野課長代理】 一応、小林委員からも、この方向性についてはご了承はいただいております。

【細見委員長】 はい。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この飲用井戸の定義については、8枚目のスライドの括弧の部分を了承していただいたということにしたいと思います。

それから、この井戸情報の提供というのが10枚目に記載されていますが、ちょっとこれがまた国の施行通知がまだ明らかになっていないので、ここもまだちょっと若干、ちょっとはばかった言い方になるかもしれませんが、一応、国の考え方を適用したいということでもよろしいでしょうか。石崎委員はどうでしょうか、この情報の提供ということに関して。

【石崎委員】 いや、一応、今のところはこれでということで、了承いたします。

【細見委員長】 ほかに、この10ページの井戸の提供の素案について、いかがでしょうか。

これについては、国のこともありますが、基本的にはこの10ページの通知事項の素案を了承していただいたということでございます。

本日、ちょっと司会の不手際でほんとうに長くなってしまいましたけれども、まだ、施工時の基準とか、自然由来基準不適合土壌の扱い方については10月の末まで、それから、措置の内容と目標、やり方ですね、についても、資料4の9枚目と10枚目ですね。これ、

表についてはもう一度よく見ていただいて、ご意見がある場合には、10月末を目途に提出をお願いしたいと思います。

【大塚委員】すみません。ちょっと1点だけいいですか。ちょっと内容というより、言葉の使い方だけ…

【細見委員長】どの資料でしょうか。

【大塚委員】すみません。資料の1の…ちょっとすみません今頃気が付いちゃってすみません。資料1の13ページですが…

【細見委員長】資料1の13ページ

【丹野課長】スライドの13

【細見委員長】スライドの13

【大塚委員】はい。あの、補充的責任っていう言葉を使っていいのかわかりませんがちょっと気になったんだけど、これは補充的責任っていう言葉は使ったほうが良いんですよね、きっと。あの、譲受け者ですけど。

【矢野課長代理】先ほどの資料1の説明の中でも示した通り、基本的には主たる責任者は汚染原因者であって、土地の権利を譲り受けたときに、その者がどういう立場で責任を負うかというところで、我々の方でご相談した法曹関係者の方からこういった言葉が出てきたところです。

【大塚委員】言葉の使い方は、土地の所有者は協力義務だけにして、譲受け者は別の言葉にしているっていうことなんですかね。

【矢野課長代理】そうです。

【大塚委員】わかりました。

【細見委員長】よろしいでしょうか。

それでは、その他事務局から何かございますでしょうか。

【丹野課長】最後にA4・1枚でお配りしたものは、小野委員に整理していただいたもので、本日午前中に頂いたものをお配りしたものでございます。資料の最後に付けていただければと思います。

【細見委員長】これは、小野委員から提供していただいた資料だということ。

【小野委員】これは矢野さんのご協力も多々いただいたところです。

【細見委員長】そうですか。基本的には一生涯70年継続して引用するというリスクをもとに、この表を作られたのだと思いますので。本日の(案)とほぼ同じだと思いますので、

参考資料としていただければと思います。

【丹野課長】 そのほか、事務局からはございません。

次回の検討委員会でございますが、今回の積み残し事項をすべて整理いたしまして、最終の取りまとめ（案）をお示ししたいと考えております。最終の取りまとめは、中間の取りまとめにその後の議論の結果を追記いたしまして、最終的な検討結果を示すものにしたと考えております。また、次回の検討委員会までの間に指針の素案については区市の方々と、土壌環境センターの技術委員の皆様への関係者ヒアリングを行う予定としております。環境局からの連絡事項は以上でございます。

【細見委員長】 本日は時間が伸びてしまいまして、申し訳ございませんでした。一応すべて終了したということで、ありがとうございます。それでは事務局に進行をお返しいたします。

【丹野課長】 長時間のご審議どうもありがとうございました。

ここからは連絡事項になります。次回の検討委員会の日程でございますが、委員の皆様との調整の結果、11月19日の午後ということになりました。手続きが整い次第、開催通知を送付させていただきます。

本日の議事録につきましては、今月中に委員の皆様にお送りしたいと考えております。ご確認をよろしくお願いいたします。

また、本日の資料につきましては、訂正作業後、環境局のホームページに掲載いたします。では、本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

— 了 —